

328.1-G464ウ



28.1  
164

戰時統制法令叢書・第三輯

法令  
插入式  
大東亞戰爭遂完法令  
說解

言論・出版等取締法  
戰時犯罪處罰特例法  
戰時保險臨時措置法  
敵產管理辦法  
改正防空法  
戰時禁制品指定令

會究研題問行銀

始



328.1  
G464



戰時統制法令叢書・第三輯

大東亞戰爭完全遂行法令解說

- 言論、出版、結社、集會等臨時取締法……
- 戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律……
- 戰爭保險臨時措置法……
- 敵產管理法……
- 改正防空法……
- 戰時禁制品指定令……

大阪

銀行問題研究會發行



917  
149

## 本叢書の特徴

- 一、本叢書は加除式書籍と單行本の缺點を補ふ爲に新たに考案したものである
- 一、本叢書には加除式書籍にない説明がある
- 一、本叢書は單行本にない法令の改正を官報又は弊會發行の統制經濟時報により即座に挿入（貼付又は記入）することが出来る様に新たに考案したものである
- 一、本叢書は單行本や加除式書籍に比して廉價で便利で、法令の改正が即座に出来る
- 一、本叢書は戰時統制法令（國家總動員法、輸出入品等臨時措置法、金融統制法）を適宜に纏めて全部刊行の豫定である

## 目次

### 言論、出版、集會、結社等臨時取締法

第一章 序 説	一
一、本法の精神とその趣旨	一
二、本法公布に關する東條兼攝内相の談話	三
第二章 總 則	四
第三章 結社、集會及多衆運動に關する取締	五
一、政事結社に關する許可と罰則	五
二、政事集會に會する許可と罰則	八
三、多衆運動に關する許可と罰則	一〇
第四章 出版物に關する取締	一三
一、出版物發行に關する許可と罰則	一三
二、出版物の發行停止と罰則	一四

二

第五章 造言飛語等に關する取締……………一五

一、造言飛語に關する罰則……………一六

二、人心を惑亂すべき事項を流布したる者に對する罰則……………一七

第六章 結語……………一七

**戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律**

第一章 序説……………一九

一、本法の精神とその趣旨……………一九

二、獨逸の戰時立法……………二〇

三、本法施行に關する池田刑事局長談……………二一

第二章 婦人に對する犯罪の刑罰……………二三

一、強制猥褻、強姦罪等に關する刑罰……………二三

二、強姦殺人罪等に關する刑罰……………三四

三、燈火管制中及強制猥褻の意義……………三五

第三章 強窃盜罪其他に關する刑罰……………三五

一、強窃盜罪等に關する刑罰……………三五

二、強盜傷人等に關する刑罰……………三五

三、強盜豫備罪等に關する刑罰……………三六

第四章 結語……………三六

**敵産管理法**

第一章 序説……………三七

一、本令の趣旨と目的……………三七

二、本令の運用方針……………三九

第二章 敵産管理……………四〇

一、敵産管理人の選任……………四〇

二、敵産及敵國の意義……………四一

第三章 敵産賣却命令と債務の免責……………四二

一、敵産賣却命令……………四二

二、債務の免責……………四三

第四章 敵産の散逸防止……………四三

一、敵産の散逸防止措置……………四三

二、認可申請の手續……………四四

第五章 罰則及雜則……………四四

一、罰則	四
二、敵産管理委員會	四
三、他の法令との關係	四
四、本法の外地施行	四

**戰爭保險臨時措置法**

第一章 序 說	四
一、本法制定の趣旨	四
二、本法の骨子	四
第二章 戰爭保險の條件	四
一、戰爭保險の意義	四
二、戰爭保險の目的物	四
三、保險金額	四
四、保險期間	四
五、保險金の支拂延期	四
六、保險金の支拂免責	四
第三章 保險契約上の手續	五

一、保險契約の申込手續	五
二、保險金の支拂請求手續	五
第四章 政府の監督と補償	五
一、政府の監督と罰則	五
二、政府の補償	五
第五章 雜 則	五

**改正防空法**

第一章 序 說	六
一、改正の理由	六
二、改正の骨子	六
第二章 防空計畫	六
一、防空及防空計畫の意義	六
二、防空計畫の設定	六
三、設備、資材の整備又は供用	六
第三章 建築物の改修、除却及物件移轉の命令	六
一、建築物の改修、除却	六

一、物件の移轉	六
第四章 防空従事者と防空實施の開始、終了	六
一、防空従事者	七
二、防空實施の開始及終了	七
第五章 警報、管制、退去及移動の禁止	七
一、防空警報	七
二、燈火管制と音響管制	七
三、退去の禁止又は制限	七
四、移動の禁止又は制限	七
五、應急防火の措置	七
第六章 防空訓練、講習及資料調査	七
一、防空訓練と講習	七
二、調査資料の提出	七
第七章 扶助、損失補償及實費辨償	七
一、防空従事者に對する扶助	七
二、損失補償	七
三、實費辨償	七

四、國庫、府縣、市町村、特別防空計畫設定者の負擔	九
第八章 罰則	九

## 法令

言論、出版、集會、結社等臨時取締法	八一
言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行規則	八五
言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行期日指定ノ件	八八
戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律	八九
戰時犯罪處罰特例ニ關スル法律施行期日指定ノ件	九一
敵産管理法	九三
敵産管理法施行令	九六
敵産管理法施行規則	九八
敵産管理法ニ基ク敵國指定ノ件	一〇五
敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件	一〇六
南洋群島ニ於ケル敵産管理ノ件	一〇六
關東州敵産管理令	一〇七
敵産管理委員會官制	一〇八

敵産管理ニ關スル登記取扱手續..... 一〇

敵産管理人指定ノ件..... 一一

防 空 法..... 一三

防空法施行令..... 一三

防空法施行規則..... 一七

防空法中改正法律施行期日指定ノ件..... 一四

官廳防空令..... 一四

防空監視隊令..... 一四

防空監視隊員ノ手當及旅費支給規程..... 一四

防空従事者扶助令..... 一五

戦争保險臨時措置法..... 一五

戦争保險臨時措置法施行規則..... 一五

戦争保險臨時措置法施行期日指定ノ件..... 一七

保險會社指定ノ件..... 一七

保險料指定ノ件..... 一七

戦争保險ノ目的物タリ得ザルモノ指定ノ件..... 一七

戦時禁制品指定ノ件..... 一七

解 說 篇

# 「言論、出版、集會、結社等臨時取締法」解説

## 第一章 序 説

### 一、本法の精神とその趣旨

戦時下銃後の治安維持に萬全を期するところの所謂戦時非常立法たる「言論、出版、集會、結社等臨時取締法」は、大東亞戦争遂行下に於ける第七十八臨時議會の協賛を得て、昭和十六年十二月十八日附法律第九十七號を以て公布せられ、同二十一日より實施せられるに至つたが、先づその立法精神なるものと趣旨に付て概説すれば次の通りである。

即ち我が國は今や大東亞戦争の渦中に突入し、正に國家隆替の岐路に立つてゐるのであつて、この振古未曾有の難局を突破する爲には、官民共に眞に打つて一丸となり、只管聖業翼賛の一途を邁進すべきこと論を俟たない。

然しながら一面今次の大東亞戦争は相當長期化することを覺悟しなければならぬのであるから、多數の國民の中には、戦時下經濟政策の逼迫化に伴ひ、やゝもすれば困苦缺乏に耐へ得ずして、或はそこに不平不満の念を抱く者も全然無いとは保證し得ないのであつて、國民の斯かる間隙に乘じ、左翼



その他敵國側の謀略等にして不逞の策動に出でんとするもの、或は國家の安危を度外視したるところの平和思想に提はれて、反戰反軍の思想を流布せんとする者等の輩出することは、必ずしも皆無とは言へないのである。

又假令斯かる惡質なる意圖を有せざるも、素に輕率なる言動を敢てして、戰爭目的の遂行に障礙を及ぼすが如き者も無いとは言ひ難いのであり、或は又國民一般が異常な興奮に驅られたる時に際して惡質なる流言飛語等の流布に依り、何時いかなる事態を生ずるやも測り難いのである。

従つて戰時下治安の完璧を期するが爲には、言論、出版、集會、結社等に關し、適切なる指導と取締を行ひ、戰爭遂行上妨害となるべきものを排除して、愈々學國一致體制の強化を圖り、此の間些かの間隙をも生ぜしめざるやう努むるの必要が生ずる譯である。

尤も右の言論、出版、集會、結社等の取締法規としては、從來より治安警察法、新聞紙法、出版法、刑法、陸海軍刑法、警察犯處罰令等が在るのであるが、何れも戰時下に於ける安寧保持上不充分なるを免れ得ないので、政府は右の觀點から「言論、出版、集會、結社等臨時取締法」を制定公布し、茲に特定の結社、集會及び新聞紙の發行に關しては許可制を執り、且時局に關する流言飛語をなし、或は人心を惑亂すべき事項を流布したる者に對しては、嚴重なる取締を行ふこととなつたのである。

尙政府は本法の制定に依つて徒らに國民の輿論を壓迫せんとするものではなく、國民の正當なる輿

論に對しては、寧ろ大いにその志氣の昂揚に努むるの方針であることを特に瞭らかにしてゐるのである。従つて、一般國民はこの點を十分に理解し、率先協力すべきことは言ふ迄も無い。

## 二、本法公布に關する東條兼攝内相の談話

東條兼攝内相は、「言論、出版、集會、結社等臨時取締法案」が第七十八臨時議會を通過せる十二月十七日、左の如き内相談話を發表し、國民一般の協力を要望した。

「帝國は今や大東亞戰爭の眞只中であつて、國家の總力を擧げてこの征戰目的の完遂に邁進しつゝある従つて國內における一切の事態は、この嚴肅なる事實を基礎として律せられねばならぬ。

本日國內の安寧秩序保持に關して、言論、出版、集會、結社の臨時取締法律案が臨時議會を通過したことは、かゝる刻下の要求を満すものである。そも戦時下にあつて、我が國民の總てが一體となつて、同じ目的に向つて秩序ある行動を取ることが、戰爭目的の遂行の不可缺要件で、これがために行動の制限を受けることは已むを得ざることなのである。本法は戰時下にあつて人心を動搖せしめて社會不安を誘發し、或は殊更に國策に反對して國論の不統一を招來する等、戰爭遂行上に障害を及ぼすが如きものに對しては、最も峻嚴なる取締を加へんとするものである。併し純良なる政治思想の國民運動、言論、文書等の活動を抑壓することは、本法の目的でないことは勿論であつて、當局として

は寧ろ戦時下にあつては、大いにこれを助成し、活潑旺盛なる國民意識の昂揚を圖らんとするものである。本法の施行と同時に、これに伴ふ内務省令の公布を見る筈である。當局としては本法の運用が上述の目的に副ふ如く、慎重なる處置を講ずるが、國民亦よく本法の趣旨を理解して、今日史上空前の重大時局下にあつて、國內治安の維持が戦争遂行上絶対要件である點に深く思ひを寄せられ、相共に協力して、當代國民に課せられたる歴史的使命の遂行に邁進されんことを切望する。」

## 第二章 總 則

本法は全文十八條より成り、先づ第一條に於ては、本法は戦時に際し言論、出版、集會、結社等の取締を適正ならしめ、以て戦時下の安寧秩序を保持することを目的として制定公布したものであるといふ所謂立法の精神なるものを瞭かにし、一般國民の理解と協力を要望してゐる。而して茲に右の戦時に際し云々といふ「戦時」とは、宣戰布告の時より、講和條約成立のとき迄の期間を謂ふのである。次に言論、出版、集會、結社等に關する從來の取締方法と、本法の規定に基く取締方法の異なる點及び本法に依り新たに取締の對象となつた重なる事項を擧ぐれば左の通りである。

- 一、從來は政事結社の組織に付ては單にその旨の届出のみを以て足れりとしたが、今後はこれを許可制度としたこと

- 二、政事に關し公衆を會同する集會に付ても、從來の届出制度を廢して許可制度としたこと
- 三、政事に關せざる結社及び集會に付ても、政事結社及び政事集會と同様の取扱を爲すことにしたこと
- 四、屋外集會及び多衆運動に關しては從來の届出制度を許可主義に改めたこと
- 五、新聞紙の發行に付ても同様届出許可制度に改めたこと
- 六、以上各項の許可に關し、安寧保持上必要ありと認めるときは、行政官廳に於て許可を取消し得ることとしたこと
- 七、新聞紙等の出版物に對し行政處分を以てその發行停止處分を爲し得ることとしたこと
- 八、時局に關する造言飛語及び人心を惑亂すべき事項を流布したる者に對し、これを處罰し得ることの規定を設けたこと

## 第三章 結社、集會及び多衆運動に關する取締

### 一、政事結社に關する許可と罰則

(一) 結社組織に關する許可

政治に關する結社とは、國家等の政務に關することを目的として組織された結社で、いはゆる政黨

「言論、出版、集會、結社等臨時取締法」解説

のことであるが、斯かる政事に關する結社を組織せんとするときは、豫め發起人に於て行政官廳の許可を受けねばならない。

即ち社名、社則、事務所及びその主幹者の氏名を記載したる届出書を、事務所の所在地を管轄する地方長官（東京府に在りては警視總監）を経由して内務大臣に提出し、その許可を受けなければ、政事に關する結社を組織することは出来ないのである。

斯くの如く政事結社を許可制としたことに關し、曩の第七十八臨時議會に於て、一議員は「結社の許可制は要するに結社の不許可方針を示唆するものに非ずや、即ち大政黨の政治力を強化し、一國一黨にするといふが如き意圖より出でたるものに非ずや」との意味の質問を發したが、これに對し政府當局は「本法の目的は戰爭遂行を妨害するものを排除するのが眼目であるから、本法に依り一國一黨を作るが爲ではなく、随つてそれが爲に一般の結社を許可しないといふやうなことは毛頭考へて居らぬ。戰爭遂行上妨害になるものでない限り、之を許可する方針である」と答辯し、結社に關する政府の許可方針を闡明したのである。

(二) 結社事項變更に關する許可

本法に依り政事結社を許可されたものが、その後於て、社名、社則、事務所、主幹者等を變更せんとする場合には、必ずその旨の届出書を所管行政官廳を経由して内務大臣に提出し、その許可を

得なければならぬ。

(三) 現存結社に關する許可

本法施行の際即ち昭和十六年十二月二十一日現在に於て、既に政事結社を組織しある者は、その存続に付、本法施行の日より三十日以内即ち昭和十七年一月十九日迄に、社名、社則、事務所、主幹者の氏名等を記載したる届出書を、所轄行政官廳を経て内務大臣に提出し、その許可を得なければならぬ。

(四) 本令の適用除外

法令を以て組織したる議會の議員が、議事準備の爲に相團結する場合は行政官廳の許可を要しない

(五) 違反者に對する罰則

行政官廳の許可を得ずして政事結社を組織したるもの、行政官廳の許可を得ずして政事結社の社名、社則、事務所、主幹者を變更したるもの及び現存政事結社にして行政官廳の許可を得ずしてこれを存続した者に對しては、一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處することになつてゐる。尙行政官廳必要ありと認めるときは、政事結社に關する許可を取消し得ることになつてゐるが、この場合の「必要ありと認めるとき」とは、戰時下の安寧秩序を保持するために必要ありと認めたと

きと解釋すべきであらう。

(六) 思想結社に對する取締  
思想に關する結社に付ては、右の政事に關する結社に準じて取締られることになつてゐるが、茲に謂ふ思想の結社とは、一定の思想的主張を實現することを目的とする結社、即ち政治、經濟、社會等の機構制度の改革に關する思想を實現しようとすることを目的とする結社で、いはゆる思想團體のことである。従つて單なる研究團體、修養團體、或ひは國民精神昂揚を目的とする精神團體の如きものはこれに該當しない。因みに大政翼賛會は政治結社でも思想結社でもないのである。

## 二、政事集會に關する許可と罰則

(一) 政事集會に關する許可  
政事に關し集會を開かんとするときは、發起人に於て開會二日以前に、その場所、目的、開催の年月日及び時間を具し、會場所在地の管轄警察署に願出で、その許可を得なければならぬ。尤も法令を以て組織したる議會の議員候補者たるべきものを詮衡する爲の集會、選舉運動の爲にする集會及び公衆を會同せざる集會の場合は、發起人に於て開會六時間以前に、その場所、目的、開催の年月日及び時間を具し、會場所在地の管轄警察署に届出するを以て足るのであつて、その許可はこれが必要としない。

こゝに謂ふ政治集會とは、二十人以上位が集つて、政事に關することを講談、論議または協議することを言ふのであつて、親睦會を開いた席上などで、談たまく政事のことに関つたときなどは該當しない。従つて二十人以下位の集りをするときは、許可も届出も要しないし、また政事に關する集會でなければ、二十人以上集つても何等の手續を要しないのである。

然らば議員が議會報告演説をなす場合は許可を必要とするか、又は單に届出のみを以て足りるかと言ふに、この場合は矢張り原則的には許可を必要とするのである。然しながら議員が議會報告演説會を開催し、議會の模様を正しく國民大衆に傳へることは、最も緊要なことであるから、法文の解釋上としては本法の適用を受けるけれども、實際の取扱上には、手續上出來得る限りの便宜を供與し、願出のあつた場合には原則として之を許可することになつてゐる。

### (二) 本法の適用除外

法令を以て組織したる議會の議員が、議事準備の爲に相會同する場合は、行政官廳の許可又は届出を要しない。尙議事準備として資料蒐集等の爲に二十人内外の特定人が會同する場合も、本法の適用を除外される。又單なる研究の爲の會同なる研究會等は、本法の對象とはならないのである。

### (三) 許可又は届出の失効

政事に關する集會にして、豫め許可を得又は届出をなしたる所定の時刻より三時間を過ぎても尙開

會せざる場合、及び三時間以上集會を中断したる場合は、その集會に關し既に受けたる許可又は届出はその效力を失ふことになつてゐる。従つてこの場合は、改めて許可の手續をとるとか、届出を爲す必要がある譯で、最小限度、許可を要する場合は二日後、届出のみの場合でも六時間後でなければ、開會出来ないことになるのである。

(三) 違反者に對する罰則

行政官廳の許可を得ずして政事に關する集會を開催したるもの及び行政官廳に届出を爲さずして法令を以て組織したる議會の議員候補者たるべきものを詮衡するための集會、選舉運動の爲にする集會並びに公衆を合同せざる集會を開催したるものに對しては、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處することになつてゐる。

行政官廳が戦時下の安寧秩序を保持する爲に必要ありと認めるときは、政事に關する集會の許可を取消し、又は届出でたる集會の禁止を命じ得ることになつてゐる。

尙思想に關する集會は右の政事に關する集會に準じて取締られることになつてゐるから、此の點は留意すべきである。

三、多衆運動に關する許可と罰則

(一) 多衆運動に關する許可

屋外に於て公衆を會同し、又は多衆運動を爲さんとするときは、發起人に於て、開催二日以前に、會同すべき場所、目的、年月日及び時間並びにその通過すべき路線を具し、管轄警察署に願出で、その許可を得なければならぬ。

尤も祭葬、講社、學生、生徒の體育運動その他慣例の許す範圍内に於ける屋外會同や多衆運動は、本法の許可を要しないことになつてゐるが、屋外行進等は別に交通取締規則によつて取締を受ける場合がある。

(二) 違反者に對する罰則

行政官廳の許可を得ずして屋外に於て公衆を會同し、又は多衆運動を爲したる者に對しては、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處することになつてゐる。

尙前述の慣例の許す範圍内に於ける屋外會同若しくは多衆運動の解釋に付ては、やゝ不明確な點もあるので、斯かる場合は少くとも開催の二日前に所轄警察署にその旨を申達し、許可申請書の届出を提出するの必要ありや否やに付て、その指示を仰ぐことが無難であらう。

次に行政官廳が戦時下安寧秩序の保持上必要ありと認めるときは、屋外會同又は多衆運動に關する許可を取消し、これを禁止し得ることになつてゐる。

## 第四章 出版物に關する取締

### 一、出版物發行に關する許可と罰則

(一) 許可申請の手續  
新聞紙法に依る出版物(新聞紙)を發行せんとするものは、發行人、編輯人及び持主たらんとする者が連署の上所定の事項を記載したる許可申請書を、その發行所を管轄する地方長官(東京府に在りては警視總監)を經由して内務大臣に提出し、その許可を受けねばならない。  
許可申請書に記載すべき事項は左の通りである。

- (イ) 題 號
- (ロ) 掲載事項の種類
- (ハ) 時事に關する事項の掲載の有無
- (ニ) 發行の時期、若し時期を定めざるときは其の旨
- (ホ) 發行所及び印刷所
- (ヘ) 持主の氏名、若し法人なるときは其の名稱及び代表者の氏名

(ト) 發行人、編輯人の氏名。但し編輯人二人以上あるときは、其の主として編輯事務を擔當する者の氏名

本法に依り新聞紙發行の許可を受けたる者が、その後於て許可申請書の記載事項に付變更せんとするときは、その變更事項を記載したる許可申請書を地方長官經由の上内務大臣に提出し、その許可を受けねばならない。

又發行人若しくは編輯人が死亡し、又は新聞紙法第二條に該當するに至つたときは、假に發行人又は編輯人を定め、七日以内にその變更許可を申請しなければならぬ。而してこの場合には、その申請に對し許可又は不許可の處分ある日まで、引き続き發行することが出来るのである。

(註) 一 新聞事業令施行規則第三條の規定に依る許可の申請は、本法の許可願出を併せ爲したるものと看做される

二 本法施行の際現に成規の手續を経て新聞紙法に依る出版物を發行する者は、本法の規定に依る許可を受けたる者と看做される

(二) 違反者に對する處分

(イ) 行政官廳の許可を得ずして、新聞紙法に依る出版物を發行したる場合は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

(ロ) 行政官廳の許可を得ずして發行したる出版物は、行政官廳に於てこれを差押へすることが出来、もしこの場合差押處分の執行を妨害したるときは、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。但し刑法併合罪の規定は適用されない。

尙行政官廳が戦時下の安寧秩序を保持する爲に必要ありと認めるときは、新聞紙法に依る出版物の發行に關する許可を取消し得るのである。

## 二、出版物の發行停止と罰則

### (一) 出版物の發行停止

出版物の發賣及び頒布の禁止ありたる場合に於て、行政官廳が戦時下の安寧秩序を保持する爲に必要ありと認められた場合は、當該題號の出版物の以後の發行を停止し、又は同一人若しくは同一社の發行に係る他の出版物の發行を停止することになつてゐる。

### (二) 違反者に對する處分

發行停止の命令ありたる出版物を發行したる者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。

又發行停止の命令に違反し、發賣又は頒布の目的を以て印刷したる出版物は、行政官廳に於て之を

押す差へることが出来るが、この場合もし差押處分の執行を妨害したるときは、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。但し刑法併合罪の規定は適用されない。

## 第五章 造言飛語等に關する取締

### 一、造言飛語に對する罰則

事局に關し造言飛語を爲したる者に對しては、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金といふ嚴罰が課せられる。

これは決して徒らに言論思想を抑壓せんとするものではなく、大東亞戦争完遂のために、絶對必要な言論、思想界の國策的協力を期して、従來の「不穩言論の處罰規定」の不備を補ひ、且適用の範圍を擴大したものであつて、政府に於ても事の真相をなるべく速かに發表し、造言飛語の絶滅を期する旨を表明してゐる。従つて戦時下國民としては、刻下の國民的團結に暗影を投ずるが如き言説、例へば銃後國民生活の指針ともいふべき隣組常會や町會、組長會議その他各會合の席上で「軍は發表しないが〇〇の沖に潜水艦が現はれた」とか、「これは確實なところから聞いたのだが、〇〇には實際に敵機が飛んで來たさうだ」とか、皇軍の大戦果にとにかくの批判を加へて、自己の物知りを衆知せし

めやうとしたり、戦局に關する興味から、または話題の貧困をこれによつて補はうとするが如きは嚴に慎むべきであつて、もしこれを敢てした場合は、前記の嚴罰に問はれるのである。

尙法文にある時局に關し造言飛語：云々の「時局」とは、國家の當面する内外の情勢を意味し、單に軍事のみならず、外交、財政、經濟をも含む廣汎な内容を持つてゐるのであつて、この點は特に留意すべきであらう。

## 二、人心を感亂すべき事項を流布したる

### 者に對する罰則

次に時局に關し人心を感亂すべき事項を流布したる者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

茲に謂ふ「人心を感亂すべき事項」とは、民心を惑はし中正の判斷を失はしめるが如き僞虚の報道及び「事實」「個人的判斷、意見」等をも含むものであつて、今後はたとひ事實であつても、時局に有害な言論は斷乎處罰されるわけである。

また「流布」とは、ある事柄を他人に傳播する行爲を意味し、話すことは勿論手紙その他による通信をも含むものであるから、銃後國民はこの點をも充分理解し、當局に協力することが要望されるのである。

ある。

## 第六章 結 語

理論的には、治安上必要ある場合には寧ろ戒嚴令の奏請を爲し、これを適用することが適當ではないかといふ説も成立つのであるが、戒嚴令を施行さるゝ場合に於ては、一切の政治が軍の力に依つて行はれることになり、その結果は國民生活の上に多大の影響を及ぼすことになるので、政府としては戒嚴令の奏請はなるべく之を爲さずして、治安上の萬全を期するといふ觀點から、特に本法案を臨時議會に提出し、その協賛を経て公布するに至つたものであり、又本法の運用に當つては、その趣旨を執務當局に十分徹底せしめ、事に當つて苟も不統一に陥るが如き虞のないやう、萬全の處置を講ずる旨を言明してゐるのである。従つて銃後國民としてはよく政府の意を體し、國策完遂に率先協力の實を擧ぐべきは言ふ迄も無い。

尙本法に據るものゝ外不穩言論に對する處罰規定を掲記すれば左の通りである。

### 不穩言論の處罰規定

刑法第百五條ノ二 人心ヲ感亂スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁



罰又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

銀行預金ノ取付其他經濟上ノ混亂ヲ誘發スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

刑法第五條ノ三 戰時、天災其他ノ事變ニ際シ人心ノ惑亂又ハ經濟上ノ混亂ヲ誘發スヘキ虚偽ノ事實ヲ流

布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

陸軍刑法第九十九條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

海軍刑法第一百條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

國防保安法第九條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ

無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

取引所法第三十二條ノ四 取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虚偽ノ風説ヲ流布シ偽計ヲ用ヒ又ハ

暴行者ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察犯處罰令第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ三十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十六號 人ヲ誑惑セシムベキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者

## 「戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律」解説

### 第一章 序 説

#### 一、本令の精神とその趣旨

我が國は目下、國家の總力を擧げて大東亞戰爭の完遂に邁進しつつあるが、この秋に當り國內治安を確保し、國民をして安んじて職域奉公の誠を盡せしめることは、最も緊要なことである。即ち、若し燈火管制中に、或ひは又人心に不安と動搖を來す事態の生じた場合に、この機會に乘じ人の生命、身體、財産等に對する惡質の犯罪が頻發するやうなことがあつたとすれば、それは治安上誠に由々しい問題であり、また總力戰の遂行に影響するところが少くないのである。ところが、かやうな惡質の犯罪を豫防し、鎮壓するには、現在の刑法に依る刑罰を以てしては十分でない。そこで、この應急措置として、これらの罪に關する刑罰を加重し、豫防の目的を達すると同時に、この種の犯罪者を嚴重に處罰して、治安の確保に萬全を期する爲に、政府は「戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律案」を第七十八臨時議會に提出し、その協賛を経て、昭和十六年十二月十八日附法律第九十號を以て該法律を公布したのである。

本法に於て嚴罰の對象としたものは、窃盜、強盜及び強制猥褻及び強姦に關する諸犯罪であるが、これらの犯罪は、直接に人の生命、身體、名譽、財産等に危害を及ぼし、平時でさへ國民生活の安全を阻害するものであるが、特に戦時下にあつては、治安の維持に有害な影響を及ぼす虞れが多分にあるのである。尤もこれを豫防し、鎮壓する爲の對策としては、他にも考へられないではないが、少くとも、刑法に於ては差當り刑罰を加重し、その威力を十分に發揮せしめることが最も緊要であることは、何人も疑ひ得ないところであらう。

## 二、獨逸の戦時立法

盟邦獨逸に於ては、今次歐洲大戰の勃發と共に、「國民の惡質分子に對する取締法」即ち「ドイツ國民の害虫に對する命令」を發し、この種の犯行に對しては、嚴罰を以て臨む方針を瞭らかにしたが参考までにその内容を概観すれば次の通りである。

即ちその第一條に於ては「立退區域内に於て掠奪をなしたる者は死刑」と定め、第二條に於ては「空襲を豫防する爲に行はれた措置を利用して罪を犯した場合は死刑、無期若しくは重懲役（一年以上十年）とあつて、戦時下の普通犯罪は大抵この條文に包含されることになつてゐる。例へば獨逸の燈火管制は徹底してゐて、街頭では街路樹に衝突したり、鼻を抓まれても判らない程暗黒であるが、

この非常管制中に婦人のハンドバック一つを掠奪しても直ちに死刑になるのである。何故ならば、獨逸の法律運用は戦時に於ては重い方に動くのが原則であつて、右の場合は法文に於ては前記の如く、死刑、無期若しくは重懲役と規定されてゐるが、實際の適用に當つては、殆んど例外なしに死刑に處せられることになつてゐるからである。

また獨逸人は遵法精神が發達してゐて、法律が出來たとすると法を犯すことをしない。それといふのも法を犯した者に對しては一般を警戒する爲に、それを新聞紙上に公表する方針を採つてゐるので防犯思想が徹底するからであらう。

兎に角戦時下國內治安の維持に萬全を期する方途は、洋の東西を問はず、その軌を一にしてゐるのであつて、この科刑加重の基準は、要するに、これらの犯行に對しては、國家が嚴罰を以て臨む旨を明かにして、一般豫防の目的を達成すると同時に、斯かる犯罪を敢てした者に對しては、裁判所に於て嚴重に處罰し得るやう法定刑を加重し、科刑の威力を十分に發揮せしめることとした譯である。

## 三、本法施行に關する池田刑事局長談

本法の制定實施に際し、池田司法省刑事局長は左の如き談話を發表し、聖戰下國內治安の維持に協力せられたき旨を強調した。

「燈火管制中とか、かういふどさくさ騒ぎに乗じて行はれる火事泥的卑劣犯罪を防止し、鎮懾しようとするのが、この法律の狙ひどころなのである。従つて刑罰も思ひ切り重くなつてゐる。

強制猥褻は三年以上の懲役、強姦は無期又は七年以上の懲役、因て人を傷害した場合は死刑、無期又は十年以上の懲役、殺した場合は死刑に處せられる。

また窃盜は無期又は三年以上の懲役、強盜は死刑、無期又は十年以上の懲役、因て人を傷害した場合は死刑又は無期、殺した場合は死刑である。強盜の豫備、通牒も一年以上十年以下の懲役を科せられることになつてゐる。

どうしてこんな法律が生れ出たか、特に説明するまでもないが、燈火管制中善良なる國民、殊に女性の方々がどう感じられたか、その時の氣持を顧みられれば、この法律の生れ出た理由の一半は既に明瞭であらう。併し斯る感傷的理由に止まりはしない。その主眼とする所は、あくまで國內治安を確保し、戦線の勇士をして後顧のうれひなからしめ、大東亞戦争の完遂に資せんとするのである。この法律に依つて處罰されるやうな不逞漢の出現しないことを望んでやまない。又日本人たる以上斯かる不徳漢は出ない筈だと確信をしてゐる。しかし萬一斯かる似而非日本人が一人でも出たとしたらならば、法律は斷乎として、之を爰除する用意を持つてゐることを銘記すべきであらう。

## 第二章 婦人に對する犯罪の刑罰

本法は二ヶ條より成つてをり、燈火管制中又は空襲の危険その他人心に動搖を生ぜしむる場合の三状態下における特殊犯罪を嚴罰に處することを規定したもので、所謂特殊犯罪とは強制猥褻、強姦、窃盜、強盜傷人、強盜殺人、強盜強姦、強盜強姦殺人等の破廉恥行爲と呼ばれてゐるものである。先づ婦人に對する犯罪とは、強制猥褻、強姦等の犯罪を謂ふのであるが、以下その各々に付て説明を試みることにする。

### 一、強制猥褻、強姦罪等に関する刑罰

本法に於ては、先づ強制猥褻罪（刑法第七十六條、同法第七十八條）と、強姦罪（刑法第七十七條、同法第七十八條）及びこれらの未遂罪（刑法第七十九條）を獨立の罪として處罰し得る規定を設け、強制猥褻罪は刑法の六月以上七年以下の懲役を三年以上の有期懲役に引上げ、強姦罪に對しては、刑法の二年以上の懲役を無期又は七年以上の懲役に加重したのである。

### 二、強姦殺人罪等に関する刑罰

右の犯罪に依り殺人傷害の結果を生じた場合に於ては、刑法では無期又は三年以上の懲役となつて

るが、本法では傷害の場合と殺人の場合に區別し、傷害の場合は死刑又は無期若しくは十年以上の懲役、殺人の場合は死刑に局限することになつた。

尙強制猥褻及び強姦の罪は刑法に於ては親告罪となつてゐるが、本法では治安維持の必要上、被害者の告訴を待たずに、これを處罰し得ることにしてゐるのである。

### 三、燈火管制中及び強制猥褻の意義

#### 一、燈火管制の意義

本法に於ては、戦時に關し燈火管制中云々とあるが、この「燈火管制中」とは、公權力に基いて行はれる營火管制の實施中といふ意味であつて、準備管制、警戒管制もこれに含まれるのである。又「人心に動搖を生ぜしむべき事態」とは、空襲その他敵の襲撃を受けるが如き具體的危険のある場合、つまり空襲の際の避難の混亂や、暴動の起つた時とか、どさくさ騒ぎの最中のことを指すのであつて、その判断は結局、裁判所が各場合にその状態の有無を決定することになるのである。

#### 二、強制猥褻の意義

強制猥褻といふのは、一般の男女に對し、其の意に反して猥褻行爲を爲すことで、十三歳以上の男女に對する場合には、暴行脅迫の手段に出することを要件とされてゐる。

## 第三章 強盜盜罪其他に關する刑罰

次に第二條に於ては、第一條と同様の状態の場合、即ち戦時に際し燈火管制中又は敵機の危険その他人心に動搖を生ぜしむべき状態の場合に於て、強盜盜の罪を犯し、又は強盜の豫備をなした者に對し、刑罰を加重すると共に、強盜の目的を以てする通謀に對しても、これを處罰し得ることを規定してゐる。

### 一、強盜盜罪等に關する刑罰

強盜（刑法第二百三十五條）強盜（同第二百三十六條）、準強盜（同第二百三十八條）、昏醉強盜（同第二百三十九條）及びこれ等に關する未遂罪（同第二百四十三條）を獨立の罪として處罰することとし、強盜の場合には無期又は三年以上の懲役、強盜の場合には死刑又は無期若しくは十年以上の懲役とした。刑法では強盜罪は十年以下の懲役、強盜罪は五年以上の有期懲役に處せられることになつてゐるが、これと比較するとき、本法に於ける刑罰が如何に加重されてゐるかが解るのである。

### 二、強盜傷人等に關する刑罰

強盜傷人及び強盜致死（刑法第二百四十條）、強盜強姦及び強盜強姦致死（同第二百四十一條）及び

これ等に關する未遂罪（同第二百四十三條）を獨立の罪として處罰し得ることゝしてゐる。

即ち強盜傷人及び強盜強姦の場合は、現行刑法に於ては無期または七年以上の懲役となつてゐるが本法では死刑または無期懲役に引上げ、強盜致死、強盜強姦致死の場合は、現行刑法の死刑または無期懲役を更に加重して、死刑を以て臨むことにしたのである。

### 三、強盜豫備罪等に關する刑罰

第三に、強盜豫備罪（刑法第二百三十七條）について刑罰を加重したほか、新たに強盜の目的で通謀した者も、豫備と同様に一年以上十年以下の懲役に處せられることになつたが、これ等の準備的行爲の處罰を嚴重にしたのは、兇惡な犯行を未然に防止する上に於て最も良策であるからである。

## 第四章 結 語

大東亞戰爭勃發以來、幸にして國內治安は十分に確保され、一億國民は一致團結鐵石の決意を以て聖業完遂の理想に邁進しつゝあることは、洵に御同慶の至りである。而して本法の所期するところのものも、またこの大理想を實現する一翼として、刑政の分野よりする心からなる協力の一方法にほかならない。銃後國民は本法の精神をよく理解し、聖戰下の國內治安維持に率先協力の實を發揮すべきであらう。

# 「敵産管理法」解説

## 第一章 序 説

### 一、本法の趣旨と目的

敵産管理法は今次の大東亞戰爭勃發に伴ふ緊急立法の一つであつて、過般の第七十八臨時議會を通過し、昨年十二月二十三日附公布、即日實施を見るに至つたものであるが、賀屋大藏大臣は、本法制定の趣旨とその目的に關し、臨時議會に於て左の如き説明演説を試みてゐる。

「敵産管理法案に付き提案理由を説明致します。

米英等諸國及び是等諸國人の取引に關しましては、本年七月の資産凍結以降、外國爲替管理法に依り相當嚴重なる取締を實施して參り、今次開戦に伴ひ更に之を強化致したのであります。是等の措置は單に行爲の禁止又は制限をなし得るに止まりまするので、何れも謂はば消極的取締の範圍を出でないのであります。然るに敵國側財産に付きましては、敵國內にある本邦側の財産に對する相手國の取扱振りに對應致しまして、當方に於ても機宜の措置を執る必要があります。又敵國側の財産は之を我が國の必要に應じ極力活用する等の見地より、積極的に管理統制するの必要が生ずる

に至りましたので、今回新たに敵産管理の爲め法律を制定致したいと考へまして、本案を提出致した次第であります。」云々

右に依つても瞭かなる如く、わが國は昨年七月の資産凍結以來、外國爲替管理法に基く外國人關係取引取締規則を實施し、米、英等の諸國とこれら諸國人の本邦内財産及び本邦内に於けるこれら諸國人の經濟活動に對し、相當嚴重な取締を行つてきたのであるが、昨年十二月八日、米英に對し宣戰の大詔が渙發せられ、兩國と敵對關係に立つに至つたので、取敢へずこれらの諸國人に對し、外國人關係取引取締規則に依つて與へられてゐた一般許可を失効させ、要許可制に改むると共に、米英人關係の外國爲替管理に關する規則と、外國人關係取引取締規則に依つて與へられてゐた許可は、いづれも將來に向つてその效力を失はしめることとしたのである。

又宣戰布告と同時に、米英系の外國爲替銀行と主要商社に對しては、一齊に検査官を派遣し、その資産を調査して、現地監督に當らせ、これら米英人の日常生活に必要な行爲にして、その金額が僅少且緊急を要するものに限る、右の監督官吏に許可事務の處理を委任することにしたのである。

然し乍らこれら各種の應急措置は、總て現行法規に基く取締の強化であつて、いづれも消極的な取締の範圍を出でず、開戰後の事態に對處する措置としては、不十分な點が少くないのである。即ち、敵國側の財産について、必要に應じ政府で管理人を選任して管理させるほか、賣却命令等の方法に依

つて、積極的に統制活用する必要があり、而してこれを實施する爲には、從來の外國爲替管理法だけでは徹底を期することが出来ないで、新たに敵産管理に關する單行法律を制定するの必要を生じ、茲に臨時議會に於ける本法案の提出となつた次第であつて、その目的とするところは

- 一、將來平和の際を考慮し、敵産を明確ならしめ、賠償などに支障ならしめること
- 二、同法運用は先方の出方如何によつて變更するが、私有權は尊重し、沒收などは行はないこと
- 三、從來の凍結令と相違し、本邦内にある敵産は現下の時局に鑑み、出來得る限りわが國防力の充實に利用すること

四、敵産に對しては、大國民の襟度により不當なる措置を禁じ、また債務の不履行をなさざるやうにすること

などであつて、外國人關係取引取締規則による禁止または制限の措置から一步を進め、あらゆることを命じ得ることとしたものである。

## 二、本法の運用方針

敵産管理に關する當局の運用方針は、飽くまで相互的な考慮を以て臨み、敵國私人の財産に對しては私權尊重の建前から、相手方が本邦側財産に對し暴戾な態度に出ない限り、沒收等はしない方針で

あり、且本法の施行に當つては、敵産管理委員会の運用等によつて、關係各廳と絶えず密接な連絡協議を遂げ、運営の圓滑を圖ることになつてゐるが、差當つての方針は左の通りである。

一、敵産である生産力擴充に必要な工場、事業場などは、適當なる管理人を置き、全能力を發揮せしめ、わが國防力の充實に寄與せしめる。主たる工場としてはゼネラルモーターズ、オデイスエレヴェーター、東洋パプコツプ、日本フオード等で、これらの管理は陸海軍並びに商工省など關係各省と協議して決定し、大藏省は主として財産管理人的立場をとる。

二、債務については正金銀行に封鎖勘定をおき、同勘定に支拂ふことにより債務は免除する、従つて外債利拂ひなどは、同勘定に拂込むこととする。また外債については敵國人が第三國人に處分することを禁ずるため、かかる處分は無効とし、十二月八日まで遡及して適用する。

## 第二章 敵産管理

### 一、敵産管理人の選任

#### (一) 管理人制度採用の理由

敵産の所有者又は保有者である本人が、本邦を退去し又は拘束されて、その遺留財産の管理人がない場合、管理人が居つてもそれが不適當な場合、又は本人が居つてもその財産に關する本人の管理權を排除する必要のある場合等には、大藏大臣が適當な管理人を選任し、その管理人をしてこれを管理せしめるのである。

然らば何故に國家が直接敵産を管理しないで、右の如き管理人制度を採用したかといへば、それは私權尊重の建前から、なるべく國家の直接管理といふが如き方法を避けるのが妥當であると考へられるからである。しかし敵産の處理に付ては國家は常に管理人を監督し、戦時下の國家目的に適合するやう行動せしめることが絶對に必要なから、本法に於ては管理人の權能、遵守義務、罰則等に關し、特に詳細なる規定を設けてゐるのである。

#### (二) 管理人の任免

敵産管理人は大藏大臣がこれを選任することになつてゐるが、その選任基準は、例へば工場、事業場ならば同業者中の適任者を、不動産ならば信託會社、不動産會社等を選任することになつてゐる。尙大藏大臣が必要ありと認めた場合は、既に選任したる管理人を解任することが出来るが、選任、解任ともに告示を以て發表しなければならぬ。

#### (三) 管理人の權限

敵産管理人は選任せられたる日より、當該敵産の處分その他の行爲（法人の事業又は營業管理の場

合は法人の意思決定、業務執行、代表等を含む）を行ふことが出来るのであり、従つて本人はその範圍に於ける行爲能力を失ふのである。

又自己の管理に付せられたる敵産を占有するものに對しては、直ちにこれが引渡を請求することが出来ることになつてゐる。（但し當該敵産に付て質權又は留置權を有する者に對しては此の限りではない）

管理人の行ひ得る敵産管理の内容は、具體的には政府の命令に依つて定まるが、原則としては財産の保全運営等に止まり、無償處分、損壞等は認められない。但し、本邦側財産に對する敵國側の取扱い振り如何に依つては、わが國に於ても機宜の措置を執らせることになり、又管理目的に反しない限り、管理人の管理財産に關する行爲は、なるべく廣範圍の自由が認められることになつてゐる。

次に敵産管理に要する費用、敵産管理人の報酬等は總てその管理財産の中から支辨されるが、その額は大藏大臣が定めることになつてゐる。

#### (四) 管理人の義務

(イ) 敵産管理人は善良なる管理者の注意を以て、その職務を行はなければならぬ。もしこの注意を怠つた場合は、利害關係者に對して損害賠償の責任を負はねばならない。

(ロ) 敵産管理人は管理開始後直ちにその管理する敵産の財産目録（一〇一頁報告書式第一號）を作

成して大藏大臣に提出しなければならぬ。

(ハ) 敵産管理人は曆年に依る四半期毎に、その管理する敵産のその期間内に於ける増減の内容、管理の狀況、各期末に於ける現在高等（一〇三頁報告書式第二號）を大藏大臣に報告しなければならぬ。

(ニ) 敵産管理人は帳簿を備付け、これに敵産管理上必要な事項を記載しなければならぬ。

(ホ) 敵産管理人はその管理する敵産中、登記又は登録あるものに付ては、管理開始後直ちにこれを管理する旨の登記又は登録を申請しなければならぬ。法人の事業又は營業を管理する場合も同様である。又既に登記又は登録したる事項に變更の生じたときはその旨の、管理終了したるときは終了の旨の登記又は登録を申請しなければならぬ。

(三) 登記又は登録すべき事項は、登記又は登録の後でなければ、之を以て第三者に對抗することは出来ない。又債權の管理は管理人に於て債務者に通知するに非ざれば、之を以て債務者その他の第三者に對抗することは出来ない。

#### (五) 敵國等に對し利害關係を有する者の措置

敵國又は敵國人等に屬し、又はその者の保管する財産が敵産管理人の管理に付されたときは、その敵國又は敵國人に對し、債權又は債務を有する外財産上の利害關係を有するものは、管理開始の日



から二週間以内にその旨を當該敵産管理人に通知しなければならない。

## 二、敵産及び敵國の意義

### (一) 「敵産」の意義

本法に於て敵産と稱するは、敵國、敵國人その他命令を以て定められた者に屬し、又はその者の保管する財産を謂ふのである。従つて、敵國、敵國人その他命令を以て定められた者に屬する事業、營業又はこれに對する出資等も、均しく本法に謂ふところの敵産に該當するのである。

### (二) 「敵國」の意義

敵國とは帝國と交戦状態にある國をいふのであつて、大藏大臣がこれを告示することになつてゐるが、差當り米（フィリッピン聯邦及び領地全體を含む）英（印度及び海外領土を含む）和蘭（蘭領印度を含む）の三國を目標としてゐるのである。

### (三) 「敵國人」及び「其他命令を以て定むる者」の意義

敵國人とは

- (イ) 敵國の國籍を有する個人
- (ロ) 敵國の公共團體及びこれに準ずるもの

(ハ) 敵國に本店または主たる事務所を有する法人

(ニ) その他敵國の法令で設立された法人

を謂ふのであるが、(イ)に掲げた者のうち、敵國の國籍と本邦の國籍とを併有する者は、敵國人から除外せられ、次の敵國居住者として取扱はれることになつてゐる。

次に其ノ他命令ヲ以テ定ムル者とは

(イ) 敵國內に居住する個人

(ロ) 法人の敵國にある支店その他の營業所

(ハ) 敵國人以外の法人であつて、敵國、敵國人または敵國內に居住する個人が經營を支配する法人

(ニ) その他敵國と關係のある者で大藏大臣が指定したもの

を謂ふのであるが、右の經營を支配するといふ意味は、社員、株主若しくは業務を執行する役員の数以上または資本の半額以上若しくは議決權の過半数が、敵國、敵國人または敵國內に居住する個人に屬するものを謂ふのである。

尙命令を以て定むる者の中には、敵國內に住居を有する本邦人も含まれることは勿論であるが、これに本法の規定を適用することが不適當と認められる場合には、大藏大臣は右の適用を除外すること

になつてゐる。

### 第三章 敵産賣却命令と債務の免責

#### 一、敵産賣却命令

大蔵大臣は必要ある場合には、敵産に關し政府の指定するものに對する賣却その他の必要なる事項を命じ得ることが出来る。これは例へば、敵國人が本邦内に於て所有若くは占有するところの重要物資を、必要なる方面に賣却することを命じ、又は敵國人が本邦人に對して負擔してゐる借入金債務の辨濟を命ずること等を謂ふのであつて、敵産管理の目的を達する上に於て、最も必要なる積極的措施であると言へやう。

茲に謂ふ政府の指定する者とは、具體的な場合に最も適當と認められる者—との意味であり、其の他の必要なる事項とは、例へば動産、不動産の賃貸、有價證券の引渡、營業の委託經營、債權の讓渡債務の支拂等を指すのである。

尙政府が賣却を命じた場合に於ける敵産の賣却價格は、大蔵大臣がこれを定めることになつてゐる。

#### 二、債務の免責

次に本法に於ては、敵國又は敵國人等に對し債務を負擔する者が、政府の命令に従つてこれを支拂つた場合には、その債務に付ては免責されるものであるといふことが瞭かにされてゐる。

例へば、外債の利子、株式の配當金、特許料等に關し、米英和蘭人に對して支拂積務を負擔する者が、政府の命令に従つて政府の指定するもの、例へば橫濱正金銀行に設けられた特別の勘定に拂込めば、その債務に關しては免責されることになるのである。

然らば、當局は何故斯かる債務免責の措置を講ずるに至つたかと言へば、大東亞戰爭勃發のために對敵債務の履行が困難となり、法律上種々の紛争を生ずる虞れが少くないので、これを防止すると共に、他面本邦人に對する敵國人の債務に關し、政府が適切なる統制を加へることを容易ならしめんが爲である。

本法の規定する所に従つて、支拂ひまたは引渡をした者は、これに依つて債務を免責され、その後には支拂ひまたは引渡を受けた者と債權者との關係のみが残るのである。而して支拂ひまたは引渡を受けた者は、債權者のために一應その債權の目的物を保管することになるが、最終的には、如何なる結果をつけるかといふことは、敵國の本邦側財産に對する取扱ひ振り如何に依つて決定せらるべき問題

であるから、現在のところ何とも断言することは出来ない。たゞ本法の規定に基く債務免責の効力は敵國人債権者に對するばかりでなく、あらゆる者に對して對抗できるものである。

次に債務免責と供託との關係であるが、本法の規定は必ずしも供託を排除するものではないけれども、債務免責を受けた以上は、更に供託をする必要はないのである。なほ、供託法による供託は、本法による免責と異り、一定の供託原因が必要であつて、一般的には債務免責の効果を期待してはならないのである。

## 第四章 敵産の散逸防止

### 一、敵産の散逸防止措置

敵國、敵國人その他命令を以て定められたる者が、外國に於て、(1)本邦内に在る動産又は不動産事業、營業及びこれに對する出資、(2)本邦證券、(3)本邦又は本邦内に在る者に對する債權等を取得又は處分を目的とする行爲をなす場合は、政府の認可を受くるに非ざればその効力は生じないのである。

本規定は言ふ迄もなく敵國、敵國人が本邦證券その他の財産を、外國に於て中立國人に讓渡する等の手段で、我が方の敵産管理の目的を阻害しようとするのを防止し、敵産の散逸を防止せんが爲の措置である。即ち米英人が所有する本邦の外債は約十四億圓に上り、また米英人が本邦内に於て有するところの動産、不動産、事業、營業等も少くない。依つて今次大東亞戰爭勃發の結果、これ等の財産が敵産として不利な取扱ひを受けることを免れるために、中立國人に賣却する等の方法を講ずる虞れが多分にあるので、これを防止するために、本法に於て斯かる行爲の効果を否認する規定を設けた譯である。尙本規定の効力は、開戦當日の十二月八日に遡及させるため、本法附則の第二項に於て特にその旨を規定してゐる。

次に斯かる行爲の効果否認の適用を、何故外國で行ふ行爲のみに限定したかと言へば、本邦内で行ふ行爲は現行外國爲替管理法で嚴重に制限せられてゐるので、特に無効とする必要がないからである

### 二、認可申請の手續

前項の認可を受けんとする者は、左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を正副三通作成し、これを最寄の地に駐在する日本の大使、公使、領事又は日本銀行を經由して、大藏大臣に提出しなければならない。

認可申請書の記載事項は左の通りである。

- 一、申請者の住所、職業、国籍及び氏名又は商號
  - 二、取得又は處分の相手方の住所、職業、国籍及び氏名又は商號
  - 三、取得又は處分する財産の種類、數量、價額及び所在地
  - 四、取得又は處分の目的其の他之を必要とする事由
  - 五、取得又は處分の原因及び方法
  - 六、對價たる通貨其の他の財産の種類、數量、價額及び所在地並びに其の支拂又は受領の時期其の他の條件
  - 七、取得又は處分する財産の受渡地
  - 八、取得又は處分の時期
  - 九、其の他参考となるべき事項
- 尤も大藏大臣が必要ありと認めたときは、右に定むるもの以外の報告を徴し、又は右に定むる報告を免除することが出来ることになつてゐる。

## 第五章 罰則及び雜則

### 一、罰 則

本法に於ける罰則に付ては大體、現行外國爲替管理法違反の場合と比較考量して、右法律とは同様の規定が設けられてゐるのであるが、たゞ故意に敵産の管理を免れ、又は妨げる目的で、法定の諸行爲をした者には、特に重い體刑に處する旨を規定してゐる。

(一) 敵産管理を免れ又はこれを妨ぐる目的を以て、敵産を取得、處分、隱匿、毀棄又は損壞したる者に對しては、五年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金が課せられる。但しその敵産の價格の三倍が一萬圓を超過るときは、その敵産價格の三倍以下の罰金に處せられる未遂罪と雖も同様の處罰を受くるのである。

(二) 政府の敵産賣却命令に従はざる者は、三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處せられる。次に法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人、又は人の業務に關して本法の違反行爲を爲したるときは、行爲者自身が罰せられるのみならず、その法人又は人に對しても、それ／＼罰金刑が課せられることになつてゐる。

### 二、敵産管理委員會

敵産管理の實施は關係するところ極めて廣く、且これが實施に當つては相手國の出入、取扱ひ振り

等にも慎重な注意を拂ふ必要があるもので、關係各廳の關係官で組織する敵産管理委員會を設け、重要事項はこの委員會に諮つて決定することとし、運営の圓滑を期することになつてゐる。

尙敵産管理委員會の組織及び權限に付ては、別に敵産管理委員會官制（一〇八頁参照）なるものが制定公布され、昨十六年十二月二十七日より實施されてゐる。

### 三、他の法令との關係

#### （一）外國爲替管理法との關係

本法は敵産を積極的に管理統制し得る點に於て、從來よりの外國爲替管理法に基づく施行規則及び外國人關係取引取締規則とは、その立法の趣旨と適用範圍が著しく異つてゐるのであるが、しかしこれ等の規則と一體をなしてこそ、初めて敵國及び敵國人關係の取引取締や財産管理の完璧を期することが出来るのである。

例へば敵産に關し管理人を置いた場合には、本法の適用を受けるが、管理人を置く必要のない場合でも、自由に放任されるわけではなく、外國人關係取引取締規則の適用を受けて、敵産に關する諸行爲の許可を得なければならない。又敵産管理人の行爲に付ても、一般許可の方法に依り不要許可とする措置が講じられない限り、外國人關係取引取締規則の適用を受けて許可を要するのである。

#### （二）國家總動員法との關係

第二は總動員法との關係である。敵産の種類や性質によつては、總動員法で管理できるものもあるが、元來、本法と國家總動員法とは制定の趣旨を異にするものであるから、一般的には國家總動員法の適用を以てしては、敵産管理の目的を達することは不可能である。

#### （三）捕獲審檢令との關係

第三は捕獲審檢令との關係であるが、捕獲の對象となるものは船舶と積載敵貨であつて、捕獲審檢所の檢定によつて當然國家の所得となるから、これらの財産は本法で謂ふ敵産として、本法の適用を受けることはないのである。

#### （四）工業所有權戰時法との關係

第四に特許權その他の工業所有權に本法の適用があるか否かに付ては、戰時に於ける工業所有權の取扱ひに關しては、工業所有權戰時法の規定が優先的に適用されるものと解されるのである。

### 四、本法の外地施行

本法は内地は基より朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島等の外地に於ても内地と同様に施行される。又支那に於ける我が占領地域内の敵産に對しては、事實上の管理を實施中であり、滿洲國に於ても近く同様の措置が執られることになつてゐる。

# 「戦争保険臨時措置法」解説

## 第一章 序 説

### 一、本法制定の趣旨

戦争保険臨時措置法は、大東亞戦争勃發直後の第七十八臨時議會の協賛を経て、昨十六年十二月十八日附法律第九十六號を以て公布せられた所謂戦時非常立法の一つである。

本法制定の趣旨は戦時下に於ける經濟秩序の維持並びに國民生活の安定を目的とするもので、火災保險等の戦争に依る損害に對する免責約款を實質上停止し、それに依つて生すべき保險会社の損失を國家に於て補償せんとするものであるが、この點に關し、賀屋大藏大臣は第七十八臨時議會に於て、本法案提出の理由として左の如く述べてゐる。

#### 第七十八臨時議會に於ける賀屋藏相の本法案提案理由説明

「今日の戦争に於きましては、我國土の一部に敵國の航空機が來襲することは覺悟して置かなればならぬ所でございます。

本案は敵國航空機の來襲、其の他一般に戦時に於ける戦闘行為に原因する火災又は損壊に因り生ずる所の損害を補填せしむる爲め、保險會社をして戦争保険を引受けしめんとするものであります。是等戦争事故に因る損害は、現に保險會社が引受けて居る火災保險に依つては填補することが出来ないことと相成つて居りまする爲め、工場、事務所、店舗、商品等に付きまして、此の種の損害を填補する途がないと致しますならば、産業界各方面に不安を來し、金融機關も亦其の機能を十分に果し得ず、延いては戦時經濟全體の圓滑なる運行を阻碍するに至るの虞があるのであります。又一般國民の住宅、家財等に付きまして、此の種損害を補填する方途を缺いて居ると致しますならば、國民の日常生活は著しい不安に曝さるることと相成るのであります。仍て是等戦争事故に因る損害を補填する爲め、保險會社の有する技術と經營機構とを其の儘利用することと致し、是等保險會社に戦争損害を填補すべき保險の引受をなさしむると共に、其の結果保險會社に損失を生じましたる場合には、政府が其の損失を補償し、保險會社に利益を生じました場合には、之を政府に納付せしむることと致し、更に保險會社が戦争保険運營の爲め必要とする經費は、其の一部を國庫より補助せんとするものであります。

本案の制定に依りまして、戦時下非常緊急の事態に於ても、國民經濟の圓滑なる運行と、國民生活の安定とを保障するに資し得ることと存するのであります。」

## 二、本法の骨子

本法の骨子は大體左の如くである。

- 一、戦争保険は國營の形を採らず國家の損失補償による。
- 二、火災保險等に於ける戦時免責約款を停止し、空襲、襲撃等戦争による損家に對しても、保險會社をして保險金を支拂はしむ
- 三、戦争保險加入は、現火災保險契約者は戦時割増保險料を支拂ふことにより、新規加入希望者は新規に保險會社と保險契約を結び、普通保險料と戦時割増料を支拂ふことによつて效力を發する。但し加入は任意とする。
- 四、戦時割増保險料は可及的低廉ならしめ、地域的に差異を設ける。
- 五、保險會社が戦争による損害に對し、保險金を支拂つた結果損失を生じたる場合は、國家が損失の全額を補償し、戦時保險により利益を生じたる時は國家がこれを收納する。
- 六、本法實施前に空襲等によりもし損害が発生せる場合は、遡及的に本法の適用を認める。

## 第二章 戦争保険の条件

### 一、戦争保険の意義

茲に謂ふ戦争保険とは、戦争の際に於ける戦闘行為に因る火災又は損壊のみを保険事故とする損害保険であつて、既に實施されてゐる戦時海上再保険制とは、再保険といふ點に於ては全然異つてゐるが、國家が國民生活の安定、經濟活動の萬全を期する爲に、その損害を負擔するといふ點に於ては全く同様の趣旨に基くものである。

尙法文の「損壊」とは、單に戦闘行為に因る直接的な損壊のみを意味するものではなく、廣く、並防又は避難等に必要なる處分に因つて生じた損壊をも包含されることになつてゐる。

### 二、戦争保険の目的物

戦争保険の目的となり得るものは、内地に在るものにして、且左に掲ぐる物件に限られてゐる。

- (一) 保険契約申込の際に於て現に大藏大臣の指定する保険會社を保險者とする火災保険の目的物
- (二) その他の物にして左に掲ぐるもの

(イ) 建物及び其の附屬設備

(ロ) 一定の場所にある動産

(ハ) 運送品

(ニ) 汽車、電車、自動車その他の車輛及び地上にある航空機

(ホ) 船舶、起重機船、浚渫船その他これに準ずるもの

(ハ) その他大藏大臣の指定するもの

次に右の規定に拘らず、左に掲ぐるものは戦争保険の目的となし得ない。

(一) 通貨、有價證券、切手、印紙、貴金屬、寶石、書畫、骨董品、美術品、稿本、設計圖、圖案、模型、證書、帳簿その他これに準ずるもの

(二) 損害保険國營再保険法の再保険の元受保険の目的となり得る船舶

(三) 動植物

(四) その他大藏大臣の指定するもの

### 三、保険金額

(一) 保險會社の填補する損害は、所有者として通常有すべき利益を喪失することによつて生ずると



ころの損害に限られてゐる。

(二) 保険金額は保険価格の九割を超えてはいけない。従つてもしこの限度を超過したる場合は、その超過分に關する保険契約は無効となるのである。

又同一の保険目的に付て數個の保険契約を爲したる場合にも、その保険金額の合計額は、保険価格の九割以下でなければならぬのであつて、もしこの限度を超えたる場合は、前記同様その超過分に關する保険契約は無効となる。尙この場合に於ける各保險會社の負擔は、その各自の保険金額の割合に依つて定められることになつてゐる。

#### 四、保 險 期 間

保険期間は原則として六ヶ月とし、保険契約申込書に六ヶ月未滿の期間を記載した場合に限り、その例外が認められる。

(一) 保険期間の初日

(イ) 保険契約申込書に、保険期間の初日を記載しなかつた場合、又は保険契約の初日として、保険契約成立日以前の日を記載したる場合には、保険契約成立の翌日を以て、保険期間の初日と看做される。

(ロ) 保険契約申込書に、保険期間の初日として保険契約成立の日より十一日以後の日を記載したる場合は、保険契約成立の日より十日目を以て、保険期間の初日と看做される。

(ハ) 保険期間は初日の午後四時に始まり、最終の日の午後四時に終るのである。

(ニ) 保険期間に關する例外

保険の目的が運送品である場合の保険期間は、例外として左の各號に依ることになつてゐる。

(イ) 保険の目的が郵便物である場合は、發送地の郵便官署が之を引受けた時に始まり、受取人が配達又は交付を受けた時に終ることになつてゐるが、受取人が配達又は交付を受くる前と雖も、到達地の郵便官署に到達した日より三十日を経過したときは、其の時を以て保険期間の終了と看做されるのである。

(ロ) 其の他の場合には、運送人又は運送取扱人が運送の目的を以て保険の目的を受取つた時に始まり、到達地に到達したる日より七日を経過した時に終るが、其の期間内と雖も、保険の目的が荷受人に引渡されたときは、其の時を以て保険期間は終るのである。

尙保険契約成立の日より十日を経過するも、保険期間の始らざるときは、その保険契約は無効となることになつてゐる。

### 五、保険金の支拂延期

(一) 保険金處分に關する指示  
政府は國民經濟上必要ありと認めた場合は、一萬圓以上の戦争保険金受領者に對し、その保険金の處分に關して必要な指示を與へることが出来る。

#### (二) 保険金の支拂延期

保險會社は左の場合を除き、大藏大臣の指定する時までその保険金の支拂を延期しなければならぬ

(イ) 保険金の全部又は一部として、住家（住居及び物品の販賣、製造其他住居以外の用途に併せ供せらるるものを含む）一戸に付、又は家財（同一の住家の内に在る家財以外の物を含む）一世帯に付二千圓以下を支拂ふとき

(ロ) 被保險者が保險の目的を修理し、又は之に代るべきものを取得することが特に緊要なりと認められる場合、其他特別の事情ある場合に於て、大藏大臣の認可を受けて必要な支拂を爲すこと

尙損害の生じたる日より一ヶ年以上、保険金の全部又は一部の支拂を延期したる場合には、年二分四厘（一年毎の複利）の割合を以て計算したる利息を、最後の保険金支拂の際に支拂はれることに

なつてゐる。但し右の利息は、損害の生じた月、保険金支拂の月及び保険金の十圓未滿の端數に對しては附されない。

### 六、保険金の支拂免責

左の場合に於ては、保險會社は戦争保険金の全部若しくは一部の支拂の責に任じないことになつてゐる。

(一) 被保險者が法令又は法令に基いて爲される處分に違反し、保險の目的物件に付て損害の豫防又は防止を怠つたときは  
即ち本法第三條に於ては、被保險者は自己の負擔に於て損害の防止に力むべき旨が規定されてゐる従つて正當なる事由なくして、損害の防止を怠つたときは、本規定に依つて保険金の全部若しくは一部が支拂はれない譯である。

(二) 填補すべき損害の額が一回の保險事故三十圓に滿たざる場合。

(三) 保險會社の填補すべき損害の額が、保険金額に滿たざる場合に於ては、保険金額よりその損害の額を控除したる殘額を以て殘存期間の保険金額とし、若しその殘額が保険金額の一割に相當する額と百圓との何れか高き額に滿たざるときは、その保險契約は失効となるのである。

(四) 保険会社が填補すべき損害の額として、十萬圓以上の金額を認定せんとするときは、損害の原因及びその額に關し、戦時損害保険審査會の審査を経なければならぬ。

### 第三章 保険契約上の手續

#### 一、保険契約の申込手續

(一) 戦争保険契約の申込をなさんとする者が、保険の目的に付て現に他に保険契約を締結してゐる場合には、現に保険契約を締結してゐる保険会社に對して申込みを爲すべきである。

(二) 保険契約の申込を爲さんとする者は、保険契約申込書二通に左の事項を記載し、記名捺印の上、  
保険會社(一七二頁参照)に提出すればよい。

(イ) 保険の目的

(ロ) 保険の目的の所在場所

(ハ) 保険の目的たる建物其の他の工作物又は保険の目的を納める建物、其の他の工作物の構造及び用方並びに其の内に營まれる職業

(ニ) 保険價額の見積

(ホ) 保険金額

(ヘ) 保険期間

(ト) 保険料

(チ) 被保険者の氏名又は名稱及び住所

(リ) 保険の目的に付現に他の保険契約あるときは、保険の種類、保險會社の名稱、保險金額及び保險證券の番號

尙保險の目的が運送品である場合には、戦争保険申込書に右の(イ)(ニ)(ホ)(ト)(リ)の事項の外、左の事項を記載することになつてゐる。

(イ) 運送の方法

(ロ) 運送人の氏名又は名稱

(ハ) 運送人の運送品受取及び引渡の場所

保険契約は保険契約申込書が保險會社に到着し、且保險會社に於て保險料(一七五頁参照)の支拂を受けたときに成立するのである。

保険契約が成立したときは、保險會社は契約申込書の一通に社印を押捺して、これを契約者に交付することになつてゐる。

## 二、保険金の支拂請求手續

- (一) 保険契約者又は被保険者が、保険事故の発生したることを知つた場合は、直ちにその旨を保険會社に通知すると共に、被保険者はその日より三十日以内に、戦争損害見積書に證據書類と保険證書を添附して、保険會社に提出しなければならない。
- (二) 被保険者が保険金の支拂を受けんとする場合には、その事由を具し、保険金支拂請求書を保險會社に提出することが必要である。この場合保險會社は請求書受付の日から三十日以内に保険金を支拂ふべきであり、もしその期間内に於て必要な調査を終了し能はざるときは、その終了後直ちにこれが支拂を爲さねばならない。
- (三) 保險會社が保険金の支拂延期をなすときは、左の事項を記載したる戦争損害證書を被保険者に交付することになつてゐる。
  - (イ) 保險の目的
  - (ロ) 保険金及び保険金の中支拂を延期したる額
  - (ハ) 損害の生じたる年月日及び場所
  - (ニ) 被保険者の氏名又は名稱

(ホ) 作成の年月日

(四) 保險會社の填補すべき損害の額が保険金額に満たざる場合に於て、その責任が引續き殘存するときは、保險會社は戦争保険證書にその旨を附記して、被保険者に返還しなければならない。

## 第四章 政府の監督と補償

### 一、政府の監督と罰則

- (一) 政府は戦争保険に關し必要ありと認むるときは、保險會社、保險契約者又は被保険者に対して必要な報告を爲さしめることが出来る。

若し右の報告を爲さず、又は虚偽の報告を爲したる場合は、五百圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。
- この場合法人又は人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して違反行爲を爲したるときは、その法人又は人は自己の指揮に出でざるの故を以て、その處罰を免れることは出来ない。
- 又違反者が法人なるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員が處罰を受け、未成年

者又は禁治産者なるときは、その法定代理人が處罰されることになつてゐる。但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付てはこの限りでない。

(二) 政府は戦争保険に關し必要ありと認むるときは、當該官吏をして、戦争保険の目的の所在場所保險會社の營業所その他の場所に臨檢して、當該物件又は帳簿、書類等を檢査せしめることが出来る。

この場合に於て當該官吏の臨檢検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は、五百圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。  
尙當該官吏が右の臨檢検査を爲す場合には、必ずその身分を示す證券(一七〇頁参照)を携帯することになつてゐるから留意せられたい。

## 二、政府の補償

(一) 保險會社が戦争保険金の支拂等の爲に借入れた金額及びその利息合計額が、保險會社の戦争保険に基く収入金額とその利息(戦争保険の保險事故發生したる保險の目的に付、損害保險契約のあるときは其の保險料中命令を以て定められたる額)の合計額を越ゆるときは、政府に於てその差額に相當する金額を保險會社に對して補償することになつてゐる。

然し乍らその反對に、保險會社の借入金とその利息合計額が、収入金額とその利息等の合計額に満たざるときは、保險會社はその差額に相當する金額を政府に納付しなければならぬ。

(二) 政府は命令の定むる所に依つて、保險會社に對し、戦争保険の爲に支出したる經費の一部を補助することになつてゐる。

## 第五章 雜 則

(一) 戦争保険に關する書類には印紙税は課せられない。

(二) 保險會社が代理店主をして戦争保険に關する事務を取扱はしむる場合には、その旨を記載したる書面を代理店主に交付し、且代理店主をしてその營業所の見易き箇所に掲示せしめねばならない。

(三) 本法は昭和十七年一月二十日より施行せられる。

(四) 戦争保険の目的物に付本法施行の日より三十日以内に、政府の指定する保險會社に對し、保險料を添へ戦争保険契約の申込を爲したる場合、その申込が保險事故發生後なるときは、その發生のときに遡つて保險契約が成立したものと看做される。

又本法の施行前に保險事故の發生せる場合に於ても、これに準じて取扱はれることになつてゐるがその具體的條件は左の通りである。

(イ) 保険金額

(A) 保険の目的が家屋臺帳に登録せられてゐる家屋であるときは、其の賃貸價格に左の數を乗じたる額以下とし、もし其の額が同一保険目的に付て、同一の保險會社と現に締結してゐる火災保險契約（所有者として通常有すべき利益を保險に付したるものに限る）の保險金額の十分の七に相當する額に満たざるときはその額以下となつてゐる。

市に所在する家屋

六

町に所在する家屋

十

其の他

二十

(B) 保險の目的が家財なるときは、世帯毎に其の世帯に屬する成年者一人に付三百圓、未成年者一人に付百五十圓の割合を以て計算したる額以下とし、その額が同一保險目的に付て同一の保險會社と現に締結してゐる火災保險金額の十分の七に相當する額に満たざるときはその額以下となつてゐる。

(C) 其の場合に於ては保險價額の十分の七に相當する額以下である。

尙この場合保險會社の填補すべき損害の額が五千圓を超ゆるときは、戦争損害保險審査會の審査を経なければならぬ。

## 「改正防空法」解説

### 第一章 序 説

#### 一、改正の理由

防空法は去る昭和十二年四月二日法律第四十七號を以て公布されたものであるが、これは主として從來に於ける防空演習の經驗と、他國の立法例を基礎として立案されたものに過ぎなかつた。従つてその後にはける防空諸情勢の變化と、防空法施行の實際に鑑みて、不備缺陷と認められる事項も少くなかつたので、政府は本法をして、現下の國際情勢に即應せしむべく、第七十七臨時議會に防空法中改正法律案を提出し、その協賛を得て、これが改正法律を昨年十一月二十五日附を以て公布、同十二月二十日より實施することとしたのである。尙これに伴ひ、政府は改正防空法施行令を公布する外、新たに防空法施行規則、防空監視隊令、防空従事者扶助令を制定公布し、大東亞戦争決戦下の國土防衛に高遺憾なきを期するに至つたのである。

#### 二、改正の骨子

從來の防空法に於ける防空の範圍は、燈火管制、消防、防毒、避難、救護及びこれらに必要な監

視、通信、警報等であつたが、改正防空法では、更に、偽装、防火、防弾、應急復舊の四つが追加され、これらの事項に付ても防空法の諸規定が全面的に適用されることになり、その内容が頗る實戰的なものとなつたのである。

因みに茲に謂ふ偽装とは、敵機の空襲目標となり易い重要施設物件の明度や形態、色彩等を變化させ、周囲のものに類似せしめることであつて、夜間の燈火管制に匹敵すべき措置である。

改正防空法に於て特に防火を加へた理由は、火災發生後にこれを鎮壓するところの消防に對して、火災を未然に防止し、又は火災の擴大を防止するための豫防的な措置が必要であるからであつて、木造建築物の防火改修、隣組の家庭應急防火に謂ふところの防火等がその著しい例である。

防弾といふのは、爆彈の直撃や破片、爆風に對して、人體や物件を防護するための措置であつて、防空壕とか防弾壁、屋根補強などがそれである。

また應急復舊とは、瓦斯、電氣、水道、交通機關その他の重要施設が空襲されて破壊した場合に、これを應急的に修理し、處置して、その機能を回復させることを謂ふのである。

## 第二章 防空計畫

### 一、防空及び防空計畫の意義

本法に於て防空と稱するは、戰時又は事變に際し、敵航空機の來襲に因つて生ずるところの危険を防止し、又はこれに因つて生ずる被害を輕減する爲に、陸海軍の行ふ所謂軍防空に呼應して、民間に於ける燈火管制、偽装、消防、防火、防弾、防毒、避難、救護及び應急復舊並びにこれらに關し必要な監視、通信及び警報等所謂民防空の目的を達せんが爲の各般の措置を謂ふのである。

又防空計畫とは、防空の實施に關する計畫及び防空の實施上必要な設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふのである。

### 二、防空計畫の設定

#### (一) 主務大臣の設定すべき防空計畫

主務大臣は、全國又は數道府縣の區域に亘り、計畫すべき事項その他重要と認むる事項に關して防空計畫を定める。この場合、陸海軍大臣及び内務大臣は、軍防空に則應せしめる爲、防空計畫の設定上必要な事項を主務大臣に提示することになつてゐる。

#### (二) 地方長官の設定すべき防空計畫

地方長官（東京府は警視總監）は管轄道府縣の全區域又は數市町村の區域に亘り、計畫すべき事項その他必要と認むる事項に關して防空計畫を定め、内務大臣の認可を受けることになつてゐる。

(三) 市町村長の設定すべき防空計畫

地方長官より特に指定された市町村長は、その市町村内に於て計畫すべき事項その他必要と認むる事項に關して防空計畫を定め、地方長官の認可を得ることになつてゐる。

(四) 行政廳に非ざるものの設定すべき防空計畫

主務大臣は防空上重要な事業又は施設に付行政廳に非ざる者をして、防空計畫を設定せしめることが出来る。この場合の防空上重要な事業又は施設とは、工場、鑛山、鐵道、軌道、水道又は電氣、瓦斯、石油、電氣通信、海運、航空に關する事業若くは施設を謂ふのであつて、受命者即ち特別防空計畫設定者は、防空計畫を設定して、行政官廳の認可を受けねばならない。

尙防空計畫の設定者は、その防空計畫に基いて、防空を實施する外、防空の實施上必要な設備や資材の整備を爲さねばならない。

三、設備、資材の整備又は供用

(一) 設備又は資材の整備に關する命令

主務大臣は防空計畫に基き特殊施設の管理者又はその所有者に對して、防空の實施上必要な設備又は資材の整備を命じ得ることが出来る。而して主務大臣が整備を命じ得べき設備又は資材は左の

通りである。

(イ) 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、診療所、船舶等に付ては、燈火管制上必要なもの

(ロ) 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋梁、港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、診療所、高層建築物、飛行場等に付ては、偽裝、防弾又は應急復舊に關し必要なもの

(ハ) 水道、下水道、電氣工作物、石油タンク、工場、鑛山、電氣通信施設、學校、診療所等に付ては、消防又は防火に關して必要なもの

(ニ) 劇場、學校、診療所、百貨店、高層建築物、地下鐵、地下室を有する建築物等に付ては、防毒、避難、救護に關して必要なもの

(二) 設備の供用に關する命令

地方長官は防空計畫に基き、特殊施設の管理者又はその所有者に對し、防空の實施上必要な設備若くは資材の供用を命じ得ることが出来る。而してこの場合、地方長官が供用を命じ得べき設備又は資材は左の通りである。

(イ) 高層建築物、船舶、電氣通信施設等に付ては、監視又は通信に關して必要なもの



(ロ) 學校、寺院、集會場、劇場、診療所、浴場、百貨店、高層建築物、地下鐵、地下室を有する建築物、空地を有する工場その他の建築物、公園、運動場等に付ては、防毒、避難又は救護に關して必要なもの

### 第三章 建築物の改修、除却及び

#### 物件移轉の命令

##### 一、建築物の改修、除却

(一) 建築物の防火改修に關する命令  
我が國の都市防空の弱點として先づ第一に指摘されるものは、木造建築物であるが、重要都市におけるこれらの木造建築物を、全部不燃性のものにするには到底不可能であるから、木造建築物を燃え難いものにするところの所謂防火改修が極めて必要となるのである。このために一昨年四月防空建築規則が施行されて、一定の都市に於て新らしく建築する木造建築物に對しては、總て防火構造が命ぜられてゐるのであるが、問題は既存の木造建築物である。内務省では毎年補助金を支出して、木造建築物の防火改修事業を勸奨してゐるのであるが、この實績に徴し、今回改正の本法では、これら既

存の木造建築物の所有者に對し、地方長官は一定の期間を附して、その建築物の防火改修を命じ得ることになり、また必要な場合には、市町村長をして、建築物の所有者に代り、防火改修工事を施行せしめる途を開いたのである。従つてこれに依り、重要都市に於ける木造建築物の防火改修事業は一段と促進されるものと期待されるのである。

尙この場合の改修費用は、その所有者が負擔することになつてゐる。

##### (二) 建築の禁止及び建築物の除却に關する命令

(イ) 内務大臣が防空上必要ありと認めた場合は、空襲に因る危険を著しく増大する虞れのある左記の建築物に付て、その建築を禁止若くは制限し、又は地方長官をしてその建築物（工事中のものを含む）の除却、改築その他防空上必要な措置を爲さしむることが出来る。

(A) 市街地建築物法施行令第三條第四號に掲ぐる物品の製造、貯藏又は處理に供する建築物にして、面積三十平方メートル以上又は同一敷地内の建築面積合計二百平方メートル以上のもの

(B) その外地方長官（東京府は警視總監）が、空襲に因る危害を著しく増大するの虞ありと認め、命令を以て指定する建築物

尙右の建築物を新築、増築、改築又は移轉せんとする者は地方長官の許可を受けなければならぬ  
(ロ) 内務大臣が防空上工場其他特殊建築物の分散を圖る必要ありと認めるときは、一定の區域

を指定し、その区域内に於ける特殊建築物の建築の禁止又は制限を命ずることが出来る。

尙内務大臣の指定する区域内に於て、建築面積合計六百六十坪を超過する工場、又は常時使用する原動機の馬力數合計二百馬力を超過する工場を新築又は増築せんとする場合は、地方長官の許可を受けなければならない。而して又この区域の内で更に特別區域を指定し、その特別區域内に於て建築面積合計二百坪を超過する工場又は常時使用する原動機の馬力數合計五十馬力を超過するところの工場を、新築又は増築せんとする者も、地方長官の許可を得なければならないのである。かくして工場の分散を圖り、防空上重要地域における安全を企圖せんとするものである。

(ハ) 防空上避難、消防等に必要な空地を設けるために、内務大臣は一定の地區を指定し、その地區内に於ける建築物の新築、増築等を禁止又は制限することが出来る。但し例外として、農家とか公園、運動場等の施設に附隨する建築物は、許可によつて新築、増築の認められる途が開かれてゐる。

## 二、物件の移轉

地方長官が防空上必要ありと認めるときは、左の物件の管理者又は所有者に對して、その物件の移轉を命ずることが出来る。

(イ) 爆發性、發火性又は引火性の物品

(ロ) 有毒性の物品

(ハ) 食糧、燃料其の他重要な總動員物資

(ニ) その他命令を以て定められたもの

この場合移轉に要する費用はその者が負擔することになつてゐる。

## 第四章 防空従事者及防空實施の開始、終了

### 一、防空従事者

(一) 防空に従事せしめ得る者

(イ) 地方長官は醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、産婆、保健婦、看護婦等の特殊技能者をして防衛、救護、其の他防空の實施に従事せしめることが出来る。

(ロ) 地方長官は防空の實施に關し、特別の教育、訓練を受けたものをして、防空に従事せしめることが出来る。

(ハ) 主務大臣より防空計畫の設定を命ぜられた工場、鑛山、鐵道その他の事業者は、その従業者をして、防空の實施に従事せしめることが出来る。

(ニ) 行政官廳は豫め適當と認むる者をして、監視及びこれに伴ふ通信に従事せしめることが出来る。尙このことに付ては、別に防空監視隊令(一四五頁參照)が公布され、その服務、訓練、給與等に關して詳細なる規定が設けられてゐる。

#### (二) 防空従事者の指定

防空従事者の指定に當つては、前記(ハ)を除くの外、これらの指定を受け得べき者の居所、就業場所、職業、技能又は教育、訓練の程度、身體の状態、家庭の狀況等を斟酌することになつてをり、又内務大臣の定むる學校の學生生徒を防空の實施に従事せしむる場合には、地方長官は豫めその學校長の意見を徴することになつてゐる。

防空従事者指定の場合は、恰かも徵用令に依る徵用令書にも匹敵すべき従事令書又は指定書の交付を以て爲されるが、従事令書又は指定書には左の事項を記載することになつてゐる。

(イ) 命令又は指定を受くべき者の氏名、出生の年月日及び居住の場所

(ロ) 従事すべき防空業務及び場所

(ハ) 従事すべき期間

(ニ) 其他必要と認むる事項

#### 二、防空實施の開始及び終了

防空の實施の開始及び終止は、その時期及び區域に關する陸海軍大臣の通知に依つて、内務大臣がこれを命令することになつてゐるが、航海中の船舶に限り遞信大臣がこれを命令する。又特に防空計畫の設定を命ぜられた市町村長及び重要事業者には對しては、内務大臣の通知に依り地方長官がこれを發することになつてゐる。

防空の實施の開始命令があつた場合には、直ちに監視及びこれに伴ふ通信を實施すると共に、防空上必要な一切の準備を整へ、適宜にこれを實施しなければならぬ。尙監視及びこれに伴ふ通信は防空實施の終止命令のある迄、引續きこれを繼續實施することになつてゐる。

### 第五章 警報、管制、退去及び

#### 移動の禁止

#### 一、防空警報

防空實施の場合、敵航空機の來襲に關しては、左の區別に依る防空警報が發せられるのである。

- (イ) 警戒警報 敵機來襲の虞ある場合
  - (ロ) 警戒警報解除 敵機來襲の虞なきに至りたる場合
  - (ハ) 空襲警報 敵機來襲の危険ある場合
  - (ニ) 空襲警報解除 敵機來襲の危険なきに至りたる場合
- 右の防空警報は、その地域の防衛を擔任する陸海軍司令官即ち軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、又はこれら陸海軍司令官の指定せる者が發するのである。

## 二、燈火管制と音響管制

- (一) 燈火管制を實施する場合に於ては、その實施區域内に於ける發光設備、發光裝置の管理者等は他の法令の規定如何に拘らず、必ずその光を秘匿しなければならぬ。
- (二) 地方長官は監視、警報傳達その他防空實施上必要あるときは、左の如き音響を發するところの設備若くは裝置の使用を禁止又は制限することが出来る。
  - (イ) 空襲警報又は空襲警報解除の信號に類似する音響
  - (ロ) 航空機の爆音に類似する音響
  - (ハ) 監視を著しく妨害する虞ある音響

- (ニ) その他防空實施上禁止又は制限の必要ありと認むる音響

## 三、退去の禁止又は制限

内務大臣は事態に應じて一定の區域を指定し、そこに居住する者が空襲に因る危害を避けるために事前に退去することを禁止し、又は制限することが出来る。但し國民學校及びこれに準ずる學校の初等科兒童、又は七歳未満の者、妊婦、産婦、褥婦、六十五歳を超える者、傷病者、不具廢疾者等にして、防空の實施に従事することの出来ない者、及びこれ等の者の必要とする最小限度の保護者に限り退去の禁止制限から除外されてゐる。

## 四、移動の禁止又は制限

内務大臣又は地方長官は、防空實施上必要あるときは地域、期間、その方法等を指定して、鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等に依る人又は物の移動を禁止又は制限することが出来る。

## 五、應急防火の措置

空襲に依つて火災の危険が生じた場合には、その建築物の管理者、所有者、居住者又はその建築物の中に勤務、就業又は修業の場所を有してゐる者にして、その現場に在る者は應急防火に努めなけれ

ばならぬ。即ちこれらの者は所謂第一次的な應急防火の義務者であつて、本法の規定を俟つ迄もなく國民として當然の義務を有するものである。次に第二次的な應急義務者として、これらの第一次義務者を除いた現場附近に在る者が指定されてゐる。即ち、これに屬する者は、その建築物の屬する隣組の近接居住者、一時滞在者、顧客、來訪者、通行人等であつて、これらの者が、火災の危険發生の現場附近に在る場合は、第一次義務者の應急防火に協力すべき義務を有するのである。

## 第六章 防空訓練、講習及び資料調査

### 一、防空訓練と講習

(一) 防空の訓練  
内務大臣は防空計畫の設定者に對し、防空計畫に基いて防空訓練を爲すべきことを命ずることが出来る。

(二) 防空上必要な事項に關する講習  
防空計畫の設定者は防空の實施に従事すべき者をして、防空上必要な事項に關する講習を受けし

めることが出来る。但し講習を受くべき者の範圍、講習の期間、講習の内容等に付ては、豫め内務大臣がこれを定めることになつてゐる。

### 二、調査資料の提出

行政官廳、地方長官又は市町村長が、防空に關する調査の爲必要ありと認めるときは、建築物の防火改修受命者其の他の關係者に對して、資料の提出を命じ、又は官吏をして、關係場所の検査を爲さしめることが出来る。但し私人の邸宅や業務上の秘密に屬する事項及び設備等に付ては此の限りではない。

## 第七章 扶助、損失補償及び實費辨償

### 一、防空従事者に對する扶助（防空従事者扶助令）

地方長官、市町村長または特別防空計畫設定者のなす防空の實施に従事する所謂防空勤務員と自家應急防火従事者に對しては、既に述べたる如き義務が強化されたのであるが、他面、これ等の者が防空の實施に従事して傷痍を受け、疾病に罹り、又は死亡した場合には、國家や公共團體から扶助金を支給することになり、この點に基く細目が防空従事者扶助令に依つて規定された。即ち防空従事者扶

助令では、この場合の扶助を療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及び葬祭費の五種類とし、防空従事者が挺身して国土防衛に當つて、或ひは蒙ることあるべき傷痕疾病の療養費等について、後顧の憂ひなからしめんことを期したのであつて、その内容は次の通りである。

(一) 防空勤務員に對する扶助

(イ) 療養費 實費

(ロ) 障害扶助金 (傷病の治癒後尙身體に障害を存する者に支給される)

(A) 終身自用を辨ずること能はざる者に對しては最高一千五百圓

(B) 終身業務に服すること能はざる者に對しては最高一千圓

(C) その他身體に著しき障害を存する者又はその外貌に醜痕を残したる女子に對しては最高七百圓

(ハ) 打切扶助金 (療養の期間一年を経過しても傷病の治癒しない者に支給される) 最高一千五百圓

(ニ) 遺族扶助金 一千圓

(ホ) 葬祭料 百圓

大工場事業場等で防空計畫設定者に指定された者は、特設防護團等の自己の防空従事者に對し、右の金額の範圍内に於て、地方長官の認可を受けて定めた金額を支給することになつてゐる。

(二) 應急防火従事者に對する扶助

應急防火又は應急防火に協力する者に對しては、市町村長が二分の一の國庫補助を受け、左の金額の範圍内で地方長官の認可を受け更めて扶助金を支給することになつてゐる。

(イ) 療養費 實費

(ロ) 傷害扶助金

(A) 終身自用を辨ずること能はざるものには對しては最高一千圓

(B) 終身業務に服すること能はざるものに對しては最高七百圓

(C) その他身體に著しき傷害を存するもの又は外貌に醜痕を残したる女子には最高五百圓

(ハ) 打切扶助金 最高一千圓

(ニ) 遺族扶助金 七百圓

(ホ) 葬祭費 七十圓

## 二、損失補償

(一) 設備、資材の整備、土地、家屋等の使用、收用に對する損失補償

地方長官が防空計畫に基いて特殊施設の管理者又はその所有者に對し、防空實施又は防空の訓練上

必要な設備又は資材の整備を爲さしめた場合、或は地方長官なり市町村長なりが、防空の實施に際し緊急の必要ありと認めて、他人の土地若くは家屋、物件等を使用、収用した場合には、その損失を地方長官なり市町村長に於て補償することになつてゐる。

(二) 建築物の除却、改築に對する損失補償

内務大臣が空襲に因る危険の増大を防止せんが爲に、建築物の除却、改築を命じ、或は既に著手したる建築に付てその廢止、變更を命じたる場合には、地方長官に於てその損失を補償する。

尙補償を受くべき者がその補償に付て不服あるときは、金額決定の日より六ヶ月以内に、又供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更等の後六ヶ月を経過して、尙補償金額決定の通知を受けざるときは、その期間經過後六ヶ月以内に各々通常裁判所にその旨を出訴することが出来る。

三、實費辨償

特殊技能者、特別の教育訓練を受けたる者、又は特別防空計畫者の従業者にして、防空の實施又は訓練に従事した場合は、地方長官、市町村長、特別防空計畫の設定者がその實費を辨償することになつてゐる。

即ち地方長官の辨償に係るものにあつては、内務大臣の認可を受けて地方長官がこれを定め、市町

村長又は特別防空計畫設定者の辨償に係るものにあつては、地方長官の認可を得て、市町村長なり特別防空計畫設定者がこれを定めるのである。

四、國庫、府縣、市町村、特別防空計畫設定者の負擔

(一) 監視及びこれに伴ふ通信に關する設備又は資材の整備に要する費用は國庫が負擔する。

(二) 防空計畫の設定、防空の實施及びこれに伴ふ設備若くは資材の整備に要する費用は、地方長官がこれを爲す場合は道府縣の負擔、市町村長の爲す場合は市町村の負擔、特別防空計畫設定者の爲す場合はその者の負擔となつてゐる。

第八章 罰則

(一) 二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられる場合

防空従事者の業務執行に對して、暴行又は脅迫を加へ、又は威力、偽計を用ひてその業務を妨害したる場合

(二) 一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる場合

(イ) 行政官廳より監視又はこれに伴ふ通信に従事すべきことを命ぜられた者が、その命令に従は

ざるとき

(ロ) 燈火管制實施の際に、發光設備、發光裝置の光を秘匿せざる者及び秘匿すべきことを妨害したるもの

(三) 六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられる場合

(イ) 地方長官の命令に依る防火改修工事の執行を拒み、妨げ又は忌避したるもの

(ロ) 建築の禁止又は制限の命令に違反し、又はその命令に従はざるもの

(ハ) 音響管制、退去、移動に關する禁止又は制限に違反したるもの

(ニ) 物件の移轉命令に従はざるもの、又は防空従事令書に依る防空の従事に従はざるもの

(四) 五百圓以下の罰金に處せられる場合

(イ) 空襲に因り火災の危険を生じたときに、その管理者、所有者、居住者等にして現場に在りたる者が應急防火に努めざる場合

(ロ) 地方長官又は市町村長より防空調査に必要な資料の提出を命ぜられたる場合、これを提出せず、又は虚偽の資料を提出したるとき、及び當該官公吏の關係場所の立入検査を拒み、妨げ若くは忌避したる場合

## 法 令 篇



# 言論、出版、集會、結社等臨時取締法

(昭和十六年十二月十八日  
法律第九十七號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル言論、出版、集會、結社等臨時取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

第一條 本法ハ戰時ニ際シ言論、出版、集會、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス

第二條 政事ニ關スル結社ヲ組織セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第三條 政事ニ關シ集會ヲ開カントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲メ集會及選舉運動ノ爲ニスル集會並ニ公衆ヲ會同セザル集會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ニ届出ヅルヲ以テ足ル

第四條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セザルモノト雖モ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ前二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第五條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ又ハ多衆運動セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

第六條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲相團結スルモノニ付テハ第二條ノ規定ヲ、議事準備ノ爲相會同スルモノニ付テハ第三條ノ規定ヲ適用セズ

第七條 新聞紙法ニ依ル出版物ヲ發行セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條乃至第五條若ハ前條ノ規定ニ依ル許可ヲ取消シ又ハ第三條若ハ第四條ノ規定ニ依リ届出テタル集會ノ禁止ヲ命ズルコトヲ得

第九條 出版物ノ發賣及頒布ノ禁止アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該題號ノ出版物ノ以後ノ發行ヲ停止シ又ハ同一人若ハ同一社ノ發行ニ係ル他ノ出版物ノ發行ヲ停止スルコトヲ得

第十條 第七條ノ規定又ハ前條ノ規定ニ依ル停止ノ命令ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル出版物ハ行政官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第十一條 第二條ノ規定（第四條ノ規定ニ基キ依ラシメタル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第三條ノ規定（第四條ノ規定ニ基キ依ラシメタル場合ヲ含ム）又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第九條ノ規定ニ依ル停止ノ命令アリタル出版物ヲ發行シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五

百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第十條ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 前三條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第十七條 時局ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベキ事項ヲ流布シタル者ハ、一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル政事ニ關スル結社（第六條前段ノ規定ニ該當スルモノヲ除ク）又ハ第四條ノ命令施行ノ際現ニ存スル當該命令ニ係ル公事ニ關スル結社ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ存續ニ付主幹者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第八條ノ規定ハ前項ノ許可ニ、第十一條ノ規定ハ同項ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

集會又ハ多衆運動ニシテ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依リ許可又ハ届出ヲ要スルモノニ付テハ本法施行後三日以内ニ行フモノニ限り仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際現ニ成規ノ手續ヲ經テ新聞紙法ニ依ル出版物ヲ發行スル者ハ第七條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者ト看做ス

## 言論、出版、集會、結社等臨時

### 取締法施行規則

(昭和十六年十二月二十日  
內務省令第四十號)

言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行規則左ノ通定ム

言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行規則

第一條 言論、出版、集會、結社等臨時取締法(以下法ト稱ス)第二條及第四條ノ規定ニ依リ結社ノ許可ヲ

受ケントスルトキハ其ノ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ具シ事務所所在地ヲ管轄スル地方長官

(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ經由シ內務大臣ニ願出ヅベシ

前項ニ掲ゲタル事項ヲ變更セントスルトキハ主幹者ニ於テ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第二條 法附則第二項ノ規定ニ依ル許可ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ許可申請ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ

第三條 法第三條及第四條ノ規定ニ依リ集會ノ許可ヲ受ケントスルトキハ發起人ヨリ開會二日以前ニ其ノ場所、目的及開催年月日時ヲ具シ會場所在地ノ管轄警察官署ニ願出ヅベシ

法第三條及第四條ノ規定ニ依ル集會ノ届出ハ前項ニ準ジ開會六時間以前ニ之ヲ爲スベシ

前二項ノ集會ニシテ所定ノ時刻ヨリ三時間ヲ過ギテ開會セズ又ハ三時間以上中斷スルトキハ許可又ハ届出

言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行規則

ハ其ノ效力ヲ失フ。

第四條 思想ニ關スル結社及集會ハ法第二條及第三條ノ規定ニ依ルベシ

第五條 法第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ發起人ヨリ二日以前ニ會同スベキ場所、目的、年月日竝ニ其ノ通過スベキ路線ヲ管轄警察官署ニ願出ヅベシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ハルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 法第七條ノ規定ニ依リ新聞紙發行ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ發行人、編輯人及持主タラントスル者連署ノ上左記事項ヲ具シ其ノ發行所ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヲ經由シ内務大臣ニ願出ヅベシ

- 一 題 號
- 二 掲載事項ノ種類
- 三 時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無
- 四 發行ノ時期、若シ時期ヲ定メザルトキハ其ノ旨
- 五 發行所及印刷所
- 六 持主ノ氏名、若シ法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
- 七、發行人、編輯人ノ氏名但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名

前項第一號乃至第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受クルコトヲ要ス

發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ新聞紙法第二條ニ該當スルニ至リタルトキハ假ニ發行人又ハ編輯人ヲ定メ七日以内ニ其ノ變更許可ノ申請ヲ爲スベシ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分アルノ日迄引續キ發行ヲ爲スコトヲ得

第七條 新聞事業令施行規則第三條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ前條ノ許可願出ヲ併セ爲シタルモノト看做ス

附 則

本令ハ昭和十六年法律第九十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正法令記入欄

言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行期日指定ノ件

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

施行期日指定ノ件

(昭和十六年十二月十九日  
勅令第千七百七十七號)

朕言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
言論、出版、集會、結社等臨時取締法ハ昭和十六年十二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

## 戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律

(昭和十六年十二月十八日  
法律第九十八號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

**第一條** 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合ニ於テ刑法第百七十六條若ハ同條ノ例ニ依ル同法第百七十八條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第百七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處シ同法第百七十七條若ハ同條ノ例ニ依ル同法第百七十八條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第百七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ傷害ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

刑法第百八十條ノ規定ハ第一項ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セズ

**第二條** 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合ニ於テ刑法第百三十五條、第百三十六條、第百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者竊盜ヲ以テ論ズベキトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役、強盜ヲ以テ論ズベキトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合ニ於テ刑法第二百四

戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律

戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律

九〇

十條前段若ハ第二百四十一條前段ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處シ同法第二百四十條後段若ハ第二百四十一條後段ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑ニ處ス  
第一項ノ強盜ヲ爲ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ通謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律  
施行期日指定ノ件

(昭和十六年十二月廿二日  
勅令第千八百八十一號)

朕昭和十六年法律第九十八號戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
昭和十六年法律第九十八號ハ昭和十六年十二月二十四日ヨリ之ヲ施行ス

戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律施行期日指定ノ件

九一

# 敵 産 管 理 法

(昭和十六年十二月廿二日  
法律第九十九號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル敵産管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 敵 産 管 理 法

第一條 政府ハ必要アルトキハ敵産ニ關シ管理人ヲ選任シ之ヲ管理セシムルコトヲ得

本法ニ於テ敵産トハ敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵産ニ關シ政府ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者ハ政府ノ指定スル者ニ對シ前條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ依リ債權ノ目的物タル金錢又ハ物ノ支拂又ハ引渡ヲ爲シタルトキハ其ノ債務ヲ免ル

第四條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ガ第一條第一項ノ管理ニ付セラレタルトキハ其ノ財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ニ關シ處分其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ



前項ニ規定スルモノノ外第一條第一項ノ管理及管理人ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國ニ於テ爲ス行爲ニシテ左ニ掲グルモノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

- 一 本邦内ニ在ル動産又ハ不動産
- 二 本邦内ニ在ル事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資
- 三 本邦證券
- 四 本邦又ハ本邦内ニ在ル者ニ對スル債權

第六條 第一條第一項ノ規定ニ依リ管理セシムル敵産ニシテ登記又ハ登録ノ規定アルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理ニ關スル登記又ハ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 第一條第一項ノ管理ニ要スル費用ハ本人ニ屬スル敵産ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第八條 第一條第一項ノ管理ヲ免レ又ハ之ヲ妨グル目的ヲ以テ敵産ヲ取得、處分、隱匿、毀棄又ハ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該敵産ノ價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價額ノ三倍以下トス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九條 第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ從ハザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前

二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第十一條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲敵産管理委員會ヲ置ク

敵産管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲グルモノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行爲ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

## 敵産管理法施行令

(昭和十六年十二月廿二日  
勅令第千七百七十九號)

朕敵産管理法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 敵産管理法施行令

- 第一條 敵産管理法及本令ニ規定スル敵國ハ大藏大臣之ヲ告示ス
- 第二條 敵産管理法及本令ニ於テ敵國人トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 敵國ノ國籍ヲ有スル個人(日本ノ國籍ヲ有スル個人ヲ除ク)
  - 二 敵國ノ公共團體及之ニ準ズルモノ
  - 三 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人
  - 四 敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ前號ニ該當セザルモノ
- 第三條 敵産管理法第一條第二項、第三條、第四條第一項、第五條又ハ附則第二項ノ規定ニ依リ定ムル者ハ左ニ掲グル者(第一號乃至第三號ニ掲グル者ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノヲ除ク)トス
- 一 敵國內ニ居住スル個人
  - 二 法人ノ敵國內ニ在ル支店其ノ他ノ營業所
  - 三 敵國人以外ノ法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議

決權ノ過半數ガ敵國、敵國人又ハ敵國內ニ居住スル個人ニ屬スルモノ

四 大藏大臣ノ指定スルモノ

大藏大臣前項ノ規定ニ依リ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 敵産管理法第一條第一項ノ管理人(以下敵産管理人ト稱ス)ハ大藏大臣之ヲ選任ス

大藏大臣ハ必要アルトキハ敵産管理人ヲ解任スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ選任シタルトキハ大藏大臣之ヲ告示ス前項ノ規定ニ依リ解任シタルトキ亦同シ

第五條 敵産(敵産管理法ニ規定スル敵産ヲ謂フ以下同シ)ニシテ敵産管理人ノ管理スルモノノ處分其ノ他ノ行爲(法人ノ事業又ハ營業ノ管理ニ在リテハ法人ノ意思決定、業務執行及代表ヲ含ム)ヲ爲ス權限ハ敵産管理人ニ專屬ス

敵産管理人ノ管理スル敵産ニ關スル訴ニ付テハ敵産管理人ヲ以テ原告又ハ被告トス

第六條 敵産管理人ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

敵産管理人ガ前項ノ注意ヲ怠リタルトキハ其ノ敵産管理人ハ利害關係人ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第七條 敵産管理人ハ其ノ管理スル敵産中登記又ハ登録アルモノニ付テハ管理ノ開始後遲滯ナク當該敵産管理人之ヲ管理スル旨ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

前項ノ規定ハ法人ノ事業又ハ營業ガ敵産管理人ノ管理ニ付セラレタルトキ當該法人ニ付之ヲ準用ス

第八條 破産管理人ハ前條ノ規定ニ依ル登記又ハ登録ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク變更ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

破産管理人ハ管理終了シタルトキハ遲滯ナク前條ノ規定ニ依ル登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ登記又ハ登録スベキ事項ハ登記又ハ登録ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

破産管理人ニ依ル債權ノ管理ハ之ヲ債務者ニ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ債務者其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 大藏大臣ハ必要アルトキハ破産ニ關シ大藏大臣ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 破産管理法第五條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ認可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第十二條 破産管理法第七條ノ規定ニ依リ支辨スベキ破産管理人ノ報酬ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十三條 本令中大藏大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改 正 法 令 記 入 欄

## 敵産管理法施行規則

(昭和十六年十二月二十三日  
大藏省令第七十六號)

敵産管理法施行規則左ノ通定ム

### 敵産管理法施行規則

第一條 敵産管理法第一條第一項ノ規定ニ依ル敵産ノ管理ハ當該敵産ニ付敵産管理人ノ選任アリタル日ヨリ開始ス

第二條 敵産管理人ノ管理ニ付セラレタル敵産ヲ占有スル者ハ當該敵産管理人ノ請求アリタルトキハ直ニ之ヲ當該敵産管理人ニ引渡スベシ但シ當該敵産ニ付質權又ハ留置權ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行令第三條第一項各號ニ掲グル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産ガ敵産管理人ノ管理ニ付セラレタルトキハ當該敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行令第三條第一項各號ニ掲グル者ニ對シ債權又ハ債務ヲ有シ其ノ他財産上ノ利害關係ヲ有スル者ハ管理開始ノ日以後二週間以内ニ之ヲ當該敵産管理人ニ通知スベシ

第四條 敵産管理人ハ管理開始後遲滞ナク其ノ管理スル敵産ノ財産目錄ヲ本令附屬報告書式第一號ニ依リ作成シ大藏大臣ニ提出スベシ

敵産管理人ハ曆年ニ依ル四半期毎ニ其ノ管理スル敵産ニ付各期間ニ於ケル増減ノ内容及管理ノ狀況並ニ各

敵産管理法施行規則

期末ニ於ケル現在高ヲ本令附屬報告書式第二號ニ依リ大藏大臣ニ報告スベシ

第五條 敵産管理人ハ帳簿ヲ備付ケ其ノ管理ニ付セラレタル敵産ノ管理ニ付必要ナル事項ヲ記載スベシ

第六條 敵産管理法施行令第十條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ジタル場合ノ賣却價額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七條 敵産管理法第五條ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副三通ヲ作成シ最寄ノ地ニ駐在スル日本ノ大使、公使者ハ領事又ハ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
- 二 取得又ハ處分ノ相手方ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
- 三 取得又ハ處分スル財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 四 取得又ハ處分ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 五 取得又ハ處分ノ原因及方法
- 六 對價タル通貨其ノ他ノ財産ノ種類、數量、價額及所在地並ニ其ノ支拂又ハ受領ノ時期其ノ他ノ條件
- 七 取得又ハ處分スル財産ノ受渡地
- 八 取得又ハ處分ノ時期

九 其ノ他參考トナルベキ事項

第八條 大藏大臣ハ必要アルトキハ本令ニ定ムルモノノ外報告ヲ徴シ又ハ本令ニ定ムル報告ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

報告書式第一號(第四條第一項)

管 理 財 産 目 録

昭和何年何月何日現在

敵國人等ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號  
 敵産管理人ノ住所、職業及氏名又ハ商號  
 敵産管理人選任ノ日 昭和何年何月何日

種 類	所 在 地	數 量	單 價	金 額	財 産 ノ 狀 況	備 考
資 産						

負債									

- 準則
1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ破産管理人選任ノ日以後二週間以内ニ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
  2. 個人財産ニ在リテハ世帯毎ニ取纏メ記載ノ上報告スルコトヲ得
  3. 繰延資産負債、繰上資産負債又ハ見返資産負債ニ付テハ報告スルニ及バズ
  4. 種類ノ欄ニハ資産ニ在リテハ土地(永代借地權ヲ含ム)、建物、機械器具、什器備品(家財道具ヲ含ム)、商品、有價證券、地上權其ノ他土地ニ關スル權利、工業所有權其ノ他ノ財産權、出資金、貸付金、賣掛金、受取手形、小切手、取引先勘定、其ノ他ノ債權、預ケ金又ハ現金、預金ニ在リテハ借入金、預入金、買掛金、支拂手形、取引先勘定其ノ他ノ雜債務又ハ保證債務ニ分子成ルベク具體的ニ記載スベシ
  5. 所在地ノ欄ニハ當該財産ノ所在地ヲ記載シ第三者ノ保管スル財産、債權又ハ債務ニ在リテハ當該保管者、債務者又ハ債權者ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號ヲ併記スベシ

6. 金額ノ欄ニハ外貨表示ノモノニ在リテハ外貨觀及邦貨換算額ヲ、證券ニ在リテハ額面金額及時價ヲ併記シ、動産、不動産等ニ在リテハ取得價額、時價又ハ記載價額ヲ記載スベシ
7. 財産ノ狀況ノ欄ニハ財産ノ新舊其ノ他財産ノ保存狀況、貸金ノ有無、收益ノ有無、賣却ノ見込ノ有無等ヲ成ルベク具體的ニ記載スベシ
8. 敵國人ノ住所ヲ記載スル場合ニ在リテハ住所不明ノトキハ居所ヲ記載スベシ住所ノ外ニ居所ヲ有スルトキ亦同シ
9. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦257耗横356耗トスベシ

報告書式第二號(第四號第二頁)

破産管理人財産報告書

昭和何年第四半期  
 敵國人、住所、職業、國籍及氏名又ハ商號  
 破産管理人、住所、職業及氏名 又ハ 商號  
 (前回提出昭和何年第四半期分)

種類	所在地	前四半期 未現在高		當四半期 中取得高		當四半期 中處分高		當四半期 未現在高		管理狀況	備考
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額		
資産											

計																			
負債																			
計																			

- 準則 1. 管理ノ状況ノ欄ニハ財産ノ保存状況、運用状況等ヲ記載シ財産ヲ処分シタル場合ニ在リテハ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號並ニ對價タル金額其ノ他處分ノ條件ヲ記載スベシ
2. 其ノ他第七號ヲ除クノ外報告様式第一號ノ準則ヲ準用ス

欄 入 記 令 法 正 改

敵産管理法ニ基ク敵國指定ノ件

(昭和十六年十二月二十四日  
大藏省告示第五百八十五號)

敵産管理法施行令第一條ノ規定ニ依リ敵産管理法及敵産管理法施行令ノ敵國ハ左ニ掲グルモノトス  
米國(「フィリッピン」聯邦及領地全體ヲ含ム)  
英國(印度及海外領土ヲ含ム)

(昭和十七年一月十六日  
大藏省告示第十二號)

敵産管理法施行令第一條ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノハ敵産管理法施行令ノ敵國トス  
和蘭國及蘭領印度

敵産管理法ニ基ク敵國指定ノ件



敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

一〇六

### 敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

(昭和十六年十二月二十二日  
勅令第千七百七十八號)

朕敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

敵産管理法ハ第十一條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 南洋群島ニ於ケル敵産管理ノ件

(昭和十六年十二月二十二日  
勅令第千八百八十號)

朕南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關シテハ敵産管理法(第十一條ノ規定ヲ除ク)及敵産管理法施行令ニ依ル但シ敵産管理法中本法トアルハ本令トシ敵産管理法施行令中大藏大臣トアルハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 關東州敵産管理令

(昭和十六年十二月二十七日  
勅令第千二百五十一號)

朕關東州敵産管理令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

關東州敵産管理令

關東州ニ方ケル敵産ノ管理ニ關シテハ敵産管理法第十一條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中政府トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使トシ本法トアルハ本令トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東州敵産管理令

一〇七

## 敵産管理委員會官制

(昭和十六年十二月二十七日  
勅令第千二百四十五號)

朕敵産管理委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 敵産管理委員會官制

第一條 敵産管理委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ敵産管理法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

前項ノ委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ二年トシ臨時委員ノ任期ハハ一年トス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 大藏大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

部會ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第七條 敵産管理委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 敵産管理委員會ニ書記ヲ置ク大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

敵産管理ニ關スル登記取扱手續 (昭和十七年一月六日 司法省令第一號)

敵産ノ管理ニ關スル登記取扱手續左ノ通定ム

敵産ノ管理ニ關スル登記取扱手續

第一條 敵産管理法施行令(以下令ト稱ス)第七條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ管理ノ目的タル敵産ヲ表示スルコトヲ要ス

前項ノ申請アリタルトキハ登記官吏ハ法人ニ對スル出資ノ管理ニ在リテハ法人ノ登記用紙中豫備欄ニ、其ノ他ノモノノ管理ニ在リテハ登記用紙中相當區事項欄ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ管理ノ目的タル事業又ハ營業ヲ表示スルコトヲ要ス 前項ノ申請アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中豫備欄ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三條 前二條ノ規定ハ令第八條ノ規定ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第四條 管理財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ノ移轉ニ因リテ管理終了スル場合ニ於テ其ノ移轉ノ登記及管理終了ニ因ル登記抹消ノ申請書ハ同一ノ申請書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 本令ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ管理人ノ資格ヲ證スル書面ヲモ添付スルコトヲ要ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

敵産管理人指定ノ件 (昭和十七年一月十六日 大藏省告示第十三號)

敵産管理法施行令第四條第一項ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ左ノ通選任ス

敵

産

敵産管理人ノ住所及氏名又ハ商號

- 一、セ・ホンコン・エンド・シヤンハイバンキング・コルボレーションノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、セ・ナショナル・シチーバンク・オブ・ニューヨークノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、セ・チャータード・バンク・オブ・インディア・オーストラリア・アンドン・チャイナノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

横濱市中區南仲通五丁目六十番地 横濱正金銀行

- 一、サンライフ・アッシュユラクス・コンパニー・オブ・カナダノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、セ・ニューヨーク・ライフ・インシュラクス・コンパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、セ・エグゼテアル・ライフ・インシュラクス・ソサイテイ・オブ・セ・ユナイテッド・ステーツノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、セ・マニユファクチュラーズ・ライフ・インシュラクス・コンパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地 協榮生命保險株式會社

- 一、スタンダード・ヴァキユーム・オイル・カムパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、スタンダード船舶株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

横濱市鶴見區東寺尾町千五百七十四番地 森田半右衛門

敵産管理人指定ノ件

欄 入 記 令 法 正 改

敵産管理人指定ノ件

一、ライジングサン石油株式会社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、帝國船舶株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、旭不動産株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

東京市品川區大井伊藤町五千七百九十番地 板垣邦器

一、東洋バプロック株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

東京市日本橋區室町二丁目一番地ノ三井物産株式會社

一、東洋紙袋株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

横濱市磯子區中根岸町三丁目二百十六番地 岩本惣次郎

一、パラマウント・フィルムス・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、日本アール・ケー・オー・ラジオ映畫株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、メトロ・ゴールドウイン・メーヤール・コンパニーリミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、コロムビア・フィルムス・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、トエンティース・センチュリー・フオックス(フアー・イースト)イソコーポレーターズノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、ワイナー・アラザース・フアーストナショナル・ピクチャアス・ジャパン・インコーポレーターズノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、大日本ユニバーサル映畫配給株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産  
 一、ユナイテッド・アーティストス・コーポレーション・オブ・ジャパンノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

東京市京橋區銀座西八丁目九番地 社團法人日本映畫社

# 防 空 法

(昭和十二年四月二日  
法律第四十七號)

改正 昭和十六年十一月二十五日法律第九十一號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル防空法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 防 空 法

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護及應急復舊竝ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材

ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條ノ二 地方長官防空上必要アルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ木造建築物ノ範圍竝ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラレベキモノニ付テハ地方長官ノ之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ七 地方長官防空上必要アルトキハ勅令ヲ以テ定ムル物件ノ管理者又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ従業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視（之ニ伴フ通信ヲ含ム）ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラス其ノ光ヲ祕匿スベシ

第八條ノ二 地方長官ハ監視、警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ四 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶車輛等ニ依ル人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ五 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得  
行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ命令ニ基キテ爲ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第五條第二項、第六條、第八條、第八條ノ二及第八條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 行政官廳、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ

訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依ル區域若ハ地區ノ指定アリタルガ既ニ著手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

**第十四條** 第六條（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ヲシテ防空ノ實施又ハ訓練ニ從事セシムル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

**第十五條** 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第五條ノ七ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第一項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第二項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ市町村ノ負擔トス



第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス  
特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項、第二項及第五項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以內ヲ補助スベシ

前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ北海道又ハ府縣ハ其ノ二分ノ一以內ヲ補助スベシ

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 第十五條第五項又ハ第六項ノ規定ニ依リ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者又ハ市町村ノ負擔スル扶助金

四 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金

五 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金

第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ一

時繰替支辨スベシ

前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徵收ニ付テハ市町村稅徵收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス

第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同シ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

二 第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ祕匿ヲ妨害シタル者

第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

二 第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

三 第五條ノ五又ハ第八條ノ二乃至第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

四 第五條ノ六、第五條ノ七又ハ第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

(昭和十六年十一月二十五日)  
法律第九十一號

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

改 正 法 令 記 入 欄

# 防空法施行令

(昭和十二年九月二十九日  
勅令第五百四十九號)

改正 昭和十六年十二月十六日勅令第千百三十五號

朕防空法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 防空法施行令

第一條 主務大臣ハ全國又ハ敷道府縣ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

陸軍大臣及海軍大臣ハ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲防空計畫ノ設定上基準ト爲ルベキ事項ヲ定メ之ヲ主務大臣ニ提示スベシ

内務大臣ハ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ提示スベシ

第一條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ敷市町村ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

防空法施行令

防空法施行令

一二四

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、水道又ハ電氣、瓦斯、石油、電氣通信、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條第一項ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、診療所、船舶ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
  - 二 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋梁、港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、診療所、高層建築物、飛行場ノ類ニ付テハ偽裝、防彈又ハ應急復舊ニ關シ必要ナルモノ
  - 三 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、電氣通信施設、學校、診療所ノ類ニ付テハ消防又ハ防火ニ關シ必要ナルモノ
  - 四 劇場、學校、診療所、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ
- 防空法第五條第二項ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
- 一 高層建築物、船舶、電氣通信施設ノ類ニ付テハ監視又ハ通信ニ關シ必要ナルモノ

三 學校、寺院、集會場、劇場、診療所、浴場、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物、公園、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第三條ノ二 防空法第五條ノ七ノ物件ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 爆發性、發火性又ハ引火性ノ物品
- 二 有毒性ノ物品
- 三 食糧、燃料其ノ他重要ナル總動員物資
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル物

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、產婆、保健婦及看護婦
  - 二 前號ニ掲グルモノノ外内務大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長官ノ定ムル者
- 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ同法第六條第三項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第四條ノ二 防空法第六條第一項若ハ第二項（同法第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル

防空法施行令

一二五

命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定者ハ命令ハ此等ノ處分ヲ受クベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能又ハ教育訓練ノ程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況等ヲ斟酌シテ之ヲ爲スベシ

第四條ノ三 地方長官ハ特殊技能ヲ有スル者又ハ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ當該道府縣ノ區域内ニ居住スルモノニ對シ防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官、市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ハ防空法第十條ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ四 防空法第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定ハ從事令書又ハ指定書ノ交付ヲ以テ之ヲ行フ

前項ノ從事令書又ハ指定書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ內務大臣(航海中ノ船舶ニ付テハ遞信大臣)之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官ニ對シテハ內務大臣、航海中ノ船舶ニ對シテハ遞信大臣、關係アル市町村長及防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シテハ內務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス

內務大臣又ハ遞信大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ監視及之ニ伴フ通信ハ直ニ之ヲ實施シ防空

上必要ナル其ノ他ノ事項ハ直ニ之ヲ準備シ適宜之ヲ實施スベシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

- 第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス
- 一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
  - 二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
  - 三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合
  - 四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ要港部司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第七條ノ二 內務大臣ハ防空上必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ防空法第八條ノ三ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的ヲ以テスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 國民學校(之ニ準ズベキ學校ヲ含ム)初等科兒童又ハ年齢七年未滿ノ者
- 二 妊婦、産婦又ハ褥婦

三 年齢六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具發疾者ニシテ防空ノ實施ニ從事スルコト能ハザルモノ  
四 前各號ニ掲グル者ノ保護ニ缺クベカラザル者

前項第四號ニ掲グル者ノ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二者ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ掲グル建築物（  
工事中ノモノヲ含ム）、第二條ニ掲グル事業若ハ施設、第三條ニ掲グル特殊施設又ハ第三條ノ二ニ掲グル物  
件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス  
防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第九條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第十條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ  
内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定メ市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ  
辨償ニ係ルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該防空計畫ノ設定者之ヲ定ムベシ

第十一條 防空法第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル木造建築物ノ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ當該建築物ノ所有者ノ負擔トス  
特定ノ街廓内ニ在ル木造建築物ニシテ所有者ヲ異ニスルモノヲ一群トシテ防火改修工事ヲ施行スル場合ニ

於ケル當該工事ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工事ニ因リテ利益ヲ受ケタル建築物ノ所有者ノ負擔ト  
シ其ノ負擔ノ割合及方法ハ第五條ノ二ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ當該所有者間ノ協議ニ依リ第五條ノ三  
ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官之ヲ裁定ス

第二項ノ協議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アル  
トキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコト  
ヲ得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 主務大臣ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シ、地方長官ハ

同法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ニ對シ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ指示アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官ニ、陸海軍ノ行

フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官、防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第十四條ノ二 防空計畫ヲ設定スル場合ニ於テハ内務大臣以外ノ主務大臣ハ内務大臣ニ、陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要アル事項ニ關シテハ主務大臣ニ在リテハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ニ在リテハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要アル事項ニ關シテハ行政官廳ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ主務大臣ハ關係各大臣ニ、行政官廳ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

- 一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項
- 二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項
- 三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可
- 四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五

條ノ規定ニ依ル命令

五 建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却又ハ改築ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル命令

六 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令

第十六條ノ二 防空ノ實施ニ際シ内務大臣ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ、陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ主務大臣ニ請求スルコトヲ得

緊急ノ必要ニ因リ内務大臣又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ニ對シ前項ノ措置ヲ稟請スル暇ナキトキハ地方長官ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ地方官廳ニ、陸海軍司令官ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ地方官廳ニ請求スルコトヲ得

第十六條ノ三 第十六條ノ四及第十六條ノ五ニ規定スルモノヲ除クノ外防空法及本令ニ規定スル主務大臣ノ職務ハ内務大臣之ヲ行フ

第十六條ノ四 防空法第二條及第五條並ニ本令第一條、第十三條、第十四條ノ二、第十六條第四號及第十六條ノ二ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

- 一 鑛山又ハ石油タンクノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣

- 二 航海中ノ船舶ニ於テ行フ防空ノ實施ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣
  - 三 船舶、航路標識、航空機、航空標識、電氣工作物又ハ電氣通信施設ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣、應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及逓信大臣
  - 四 鐵道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣、軌道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項及鐵道又ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣
- 第十六條ノ五 防空法第三條第一項及本令第十六條第三號前段ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

- 一 鑛山又ハ石油ニ關スル事業若ハ施設ニ付テハ内務大臣及商工大臣
- 二 電氣、電氣通信、海運又ハ航空ニ關スル事業又ハ施設ニ付テハ内務大臣及逓信大臣
- 三 鐵道又ハ軌道ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

第十六條ノ六 防空法第三條第二項並ニ本令第十五條及第十六條第三號後段ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ地方長官之ヲ行フ但シ第十六條ノ四第一號ニ掲グル事項（石油タンクニ關スルモノヲ除ク）ニ付テハ鑛山監督局長、同條第二號ニ掲グル事項ニ付テハ逓信局長、同條第三號ニ掲グル事項ニ付テハ逓信局長（應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及逓信局長）、同條第四號ニ掲グル事項ニ付テハ鐵道局長（軌道ノ防空ノ設備若ハ資材ニ關スル事項又ハ鐵道若ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及鐵道局長）之ヲ行フ

防空法第十一條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、商工大臣、逓信大臣、鐵道大臣、地方長官、鑛山監督局長、逓信局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

第十六條ノ七 防空法第五條ノ二、第五條ノ三、第五條ノ六、第五條ノ七、第八條ノ二及本令第十一條中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和十六年十二月十六日  
勅令第千百三十五號）

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
防空委員會令ハ之ヲ廢止ス



(別記様式) 日本標準規格第九十二號B列八番 (Jinnu X Shina)

表面

第 號

年 月

日交付

防空法第十一條第三項ノ規定ニ依ル證票

行政官廳

印

又ハ市町村

官 職

氏

名

裏面

防空法摘要

第十一條

防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り檢査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ  
當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ攜帶スベシ

第十九條ノ三

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者  
二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

防空法施行令摘要

第八條

防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二若ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ掲グル建築物(工事中ノモノヲ含ム)、第二條ニ掲グル事業若ハ施設、第三條ニ掲グル特殊施設又ハ第三條ノ二ニ掲グル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

第十六條ノ六第二項

防空法第十一條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、商工大臣、逓信大臣、鐵道大臣、地方長官、鑛山監督局長、逓信局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

防空法施行令

## 防空法施行規則

(昭和十六年十二月十八日  
内務省令第三十九號)

防空法施行規則左ノ通定ム

### 防空法施行規則

**第一條** 防空法第五條ノ四ノ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 市街地建築物法施行令第三條第四號ニ掲グル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スル建築物ニシテ建築面積三十平方米以上又ハ同一敷地内ノ建築面積ノ合計二百平方米以上ノモノ

二 前號ニ掲グルモノノ外地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル建築物

前項ノ建築物ヲ新築、増築、改築又ハ移轉セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ノ指定シタル區域内ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

**第二條** 防空法第五條ノ四ノ規定ニ依ル前條第一項ノ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ノ命令ハ地方長官ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

**第三條** 防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

防空法施行規則

- 一 建築面積ノ合計二千平方米ヲ超過スル工場
  - 二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計二百ヲ超過スル工場
- 前項ノ區域内ニ於テ特ニ内務大臣ノ指定スル區域ニ付テハ前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル建築物ニ之ヲ適用ス

- 一 建築面積ノ合計六百平方米ヲ超過スル工場
- 二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場

第四條 防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル地區内ニ於テハ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ除クノ外之ヲ新築又ハ増築スルコトヲ得ズ

- 一 農業、林業又ハ畜産業ヲ營ム者ノ業務又ハ居住ノ用途ニ供スル建築物
- 二 公園、運動場ノ類ノ施設ニ附隨スル建築物
- 三 防空上必要ナル施設ノ用途ニ供スル建築物
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外防空上空地ノ效用ヲ害スル虞ナシト認めラルル建築物

前項各號ニ掲グル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第五條 第一條第二項、第三條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ變更スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ新築スルモノト看做ス

第六條 第一條第二項、第三條又ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第七條 地方長官防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ定ムル學校ノ學生生徒ヲ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ豫メ當該學校長ノ意見ヲ徵スベシ

第八條 防空法施行令第四條ノ四ノ規定ニ依ル從事令書又ハ指定書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 命令又ハ指定ヲ受クベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及居住ノ場所
- 二 従事スベキ防空業務及場所
- 三 従事スベキ期間
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 防空法第八條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ハ左ノ各號ニ掲グル音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

- 一 空襲警報又ハ空襲警報解除ノ信號ニ類似スル音響
- 二 航空機ノ爆音ニ類似スル音響
- 三 監視ヲ著シク妨害スル虞アル音響
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外防空ノ實施上禁止又ハ制限スル必要アリト認ムル音響

第十條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官ハ防空法第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ

爲スコトヲ得

第十一條 防空法第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ハ地域、期間、移動ノ方法等ヲ定メ之ヲ爲スモノトス

第十二條 左ノ各號ニ掲グル者ニシテ當該建築物ニ付空襲ニ因ル火災ノ危険ヲ生ジタル現場ニ在ルモノハ防空法第八條ノ五第一項ノ規定ニ依ル應急防火ヲ爲スベシ

- 一 建築物ノ管理者、所有者又ハ居住者
- 二 建築物内ニ勤務、就業又ハ修業ノ場所ヲ有スル者

防空法施行令第七條ノ二第一項各號ニ掲グル者其ノ他正當ノ事由アル者ハ防空法第八條ノ五第一項ノ規定ニ依ル應急防火又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル應急防火ノ協力ヲ爲スコトヲ要セズ

第十三條 防空法第十條ノ二ノ規定ニ依リ講習ヲ受クベキ者ノ範圍、講習ノ期間及内容等ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第十四條 防空法第十五條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ物件ノ所有者ノ負擔トス但シ當該物件ノ管理者アルトキハ契約等ニ依リ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外所有者及管理者ノ共同ノ負擔トス

附 則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 防空法中改正法律施行期日

### 指定ノ件

(昭和十六年十二月十六日  
勅令千百三十四號)

朕昭和十六年法律第九十一號防空法中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
昭和十六年法律第九十一號ハ昭和十六年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

# 官廳防空令

(昭和十二年九月二十九日  
勅令第 五百五十號)

改正 昭和十六年十二月二十六日勅令第千百三十五號

朕官廳防空令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 官廳防空令

第一條 本令ニ於テ官廳防空計畫ト稱スルハ國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 內閣總理大臣又ハ各省大臣(陸軍大臣及海軍大臣ヲ除ク以下之ニ同ジ)ハ自ラ官廳防空計畫ヲ設定シ又ハ其ノ監督ニ屬スル行政官廳ニシテ必要アリト認ムルモノヲ指定シ官廳防空計畫ヲ設定セシムベシ  
內閣總理大臣又ハ各省大臣ノ設定スル官廳防空計畫ハ內務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ、其ノ他ノ行政官廳ノ設定スル官廳防空計畫ハ地方長官及防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第三條 官廳防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第四條 內務大臣前項ノ通知ヲ爲シタルトキ又ハ內閣總理大臣及各省大臣前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ監督ニ屬スル關係アル官廳防空計畫ノ設定者ニ其ノ旨通知スベシ

官廳防空令

前二項ノ通知アリタル場合ニ於テ防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シテハ防空法施行令第六條ノ規定ヲ準用ス  
第五條 國ニ於テ管理スル施設（陸海軍ノ官衙學校ヲ除ク）ニ關スル燈火管制ノ實施及訓練ニ關シテハ防空法第八條及第十條第二項ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ノ規定ヲ準用ス但シ之ニ依リ難キ事項ニ關シテハ内閣總理大臣又ハ各省大臣ハ内務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ協議シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得  
第六條 内閣總理大臣及各省大臣ハ其ノ監督ニ屬スル官廳防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和十六年十二月十六日）  
勅令第千百三十五號

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 防空監視隊令

（昭和十六年十二月十六日）  
勅令第千百三十六號

朕防空監視隊令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空監視隊令

- 第一條 地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ハ航空機ノ來襲ノ監視（之ニ伴フ通信ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ從事セシムル爲防空監視隊ヲ設置スベシ
- 第二條 各道府縣ニ於ケル防空監視隊ノ配置及編成ハ地方長官防空計畫ニ於テ之ヲ定ムベシ
- 第三條 防空監視隊ハ本部及監視哨（専ラ監視ニ從事セシムル防空監視船ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヨリ成ル
- 第四條 防空監視隊員ハ防空法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ指定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス但シ警察官吏其ノ他ノ官吏（待遇官吏ヲ含ム）ヲ之ニ加フルコトヲ得
- 第五條 防空監視隊本部ニ隊長一名、副隊長若干名及本部員若干名ヲ置ク
- 第六條 防空監視哨ニ哨長一名、副哨長若干名及哨員若干名ヲ置ク
- 第七條 前二項ニ掲グル者ハ地方長官之ヲ命免ス
- 第八條 隊長ハ隊員ヲ統率シ隊務ヲ掌理ス
- 第九條 副隊長ハ隊長ヲ輔佐シ隊長事故アルトキ隊長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理ス

防空監視隊令

哨長ハ上長ノ命ヲ承ケ哨員ヲ指揮シテ業務ニ従事ス

副哨長ハ哨長ヲ輔佐シ哨長事故アルトキハ哨長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理ス

第六條 防空監視隊ハ地方長官之ヲ指揮監督ス

警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ防空監視隊ヲ指揮監督ス

第七條 地方長官ハ防空監視隊員ヲシテ必要ナル訓練ヲ受ケシムルコトヲ得

第八條 防空監視隊ノ業務ニ關シ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ニ付テハ當該區域ノ防衛

ヲ擔任スル軍司令官、師團長若ハ要塞司令官又ハ鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官ノ定ムル基準ニ依ル

モノトス

第九條 第三條本文ニ掲グル防空監視隊員監視又ハ其ノ訓練ニ従事シタルトキハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ

之ニ手當及旅費ヲ支給ス

第十條 防空監視隊員ノ服務方法、服務紀律等ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 防空監視隊員ノ手當及旅費

### 支給規程

(昭和十六年十二月二十七日  
内務省訓令第三十三號)

廳府縣(東京府ヲ除ク)

防空監視隊令第九條ノ規定ニ依ル防空監視隊員ニ對スル手當及旅費支給規程左ノ通定ム

防空監視隊令第九條ノ規定ニ依ル防空監視隊員ニ

對スル手當及旅費支給規程

第一條 防空監視隊員ニ對スル手當ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 防空監視隊員ニ對スル手當ハ二十四時間服務ヲ以テ一日トス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ一日ニ滿

タザルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ支給ス

一 十二時間以上服務シタル場合ハ手當ノ定額ノ全額

二 六時間以上服務シタル場合ハ手當定額ノ二分ノ一額

官ノ都合ニ依リ服務一日ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ手當定額ノ全額ヲ支給ス

第三條 防空監視隊員ニ對スル旅費ハ鐵道賃、軌道賃、省營自動車賃、船賃ノ各其ノ最低賃金(通行稅ヲ含

ム)ニ依リ、陸路雜費ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス但シ陸路雜費ニ付テハ通算上一里未

滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨トス

防空監視隊員ノ手當及旅費支給規程

改正法令記入欄

防空監視隊員ノ手當及旅費支給規程

一四八

防空監視隊本部又ハ防空監視哨ノ所在地市町村ニ居住スル防空監視隊員ガ自己ノ服務場所ニ往復スル場合ハ前項ノ旅費ハ之ヲ支給セズ但シ前項前段ノ交通機關ヲ利用スルノ已ムナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十六年十二月二十日ヨリ之ヲ適用ス

別 表

區 分	手當一日ニ付	陸路雜費一里ニ付
防空監視隊長	二圓六十錢	
防空監視隊副隊長	二圓三十錢	
防空監視哨長	二圓	二十錢
防空監視哨副哨長	一圓八十錢	
防空監視隊本部員及 防空監視哨員	一圓六十錢	



## 防空従事者扶助令

(昭和十六年十二月十六日  
勅令第千百三十七號)

朕防空従事者扶助令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 防空従事者扶助令

- 第一條 防空法第十二條ノ規定ニ依ル扶助金ノ支給ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 扶助金ハ左ニ掲グル防空従事者(恩給法ニ依ル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ニシテ職務上防空ノ實施ニ從事スルモノヲ除ク)ニ付之ヲ給ス
- 一 防空監視隊員
  - 二 警防團員
  - 三 防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ基ク地方長官ノ命令ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者
  - 四 防空法第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者
  - 五 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者ニシテ内務大臣ノ指定スルモノ
  - 六 防空法第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者
  - 七 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ従業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施

防空従事者扶助令

防空従事者扶助令

一五〇

ニ従事スルモノ

第三條

扶助金ノ支給者ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 前條第一號又ハ第二號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空監視隊又ハ警防團ヲ設置シタル地方長官

二 前條第三號ニ掲グル者ニシテ地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ従事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ従事令書ヲ發シタル地方長官、防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ従事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者

三 前條第四號又ハ第五號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ガ防空ノ實施ニ従事スル地方長官

四 前條第六號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ノ従事スル應急防火ニ係ル建築物ノ所在市町村ノ市町村長

五 前條第七號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者

第四條

ス

一 療養費ハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官公費ノ治療ヲ受ケザルモノニ之ヲ給ス

二 障害扶助金ハ傷痍又ハ疾病ノ治療シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス

三 打切扶助金ハ療養ノ期間一年ヲ經過スルモ傷痍又ハ疾病ノ治療セザル者ニ之ヲ給ス

四 遺族扶助金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス

五 葬祭費ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ給スルコトヲ得

打切扶助金ヲ給スベキトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ給セズ

防空従事者重大ナル過失ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ障害扶助金又ハ遺族扶助金ハ之ヲ給セザルコトヲ得

第五條

扶助金ノ額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 地方長官ノ給スルモノニ在リテハ別表第一欄ニ掲グル金額

二 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ給スルモノニ在リテハ當該支給者ガ別表第一欄ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ定ムル金額

三 市町村長ノ給スルモノニ在リテハ別表第二欄ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ當該市町村長ガ地方長官ノ認可ヲ受ケ定ムル金額

障害扶助金又ハ打切扶助金ハ前項ノ規定ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ傷痍疾病ノ程度、身體障害ノ輕重等ノ

防空従事者扶助令

一五一

事情ヲ斟酌シテ之ヲ給スベシ

第六條 防空従事者障害扶助金ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ガ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ  
三年以内ニ當該傷痍疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ障害扶助金ノ額ハ新ニ之ヲ定メ  
既ニ給シタル障害扶助金ノ金額ヲ控除シテ之ヲ給ス

第七條 本令ニ於テ遺族トハ本人ノ配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母及兄弟姉妹ニシテ本人ノ死亡ノ當  
時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ本人ノ死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號(委託又ハ郵  
便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律)ノ適用ヲ受ケ本人死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ルコトト爲  
ルニ至リタル者ニ付亦同ジ

本人死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ伴ヒ其ノ家ニ入りタル遺族ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ  
引續キ本人ト同一戸籍内ニ在ルモノト看做ス  
届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同一戸籍内ニ在ル  
配偶者ト看做ス

本人死亡當時胎兒タル子又ハ孫出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ當時之ト同一戸  
籍内ニ在リタルモノト看做ス

第八條 遺族扶助金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子又ハ孫數人アルトキハ本人ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準ジ之ヲ定  
ム  
父母及祖父母ニ付テハ養方ヲ先ニシ實方ヲ後ニス

兄弟姉妹ニ遺族扶助金ヲ給スルハ其ノ者ガ未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養  
スル者ナキ場合ニ限り前條第一項後段ニ規定スル者ニ遺族扶助金ヲ給スルハ既ニ之ヲ受ケタル者ナキ場合  
ニ限ル

第九條 遺族扶助金ヲ給スベキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遺族扶助金ハ其ノ次順位ニ在  
ル遺族ニ之ヲ給ス

- 一 死亡シタルトキ
- 二 所在不明ナルトキ
- 三 分家ノ場合ヲ除クノ外同一戸籍内ニ在ラザルニ至リタルトキ

第十條 扶助金ヲ受クベキ者ガ扶助金ヲ受クベキ事由ノ生ジタル日ヨリ起算シ二年以内ニ請求ヲ爲サザルト  
キハ當該扶助金ハ之ヲ給セズ

第十一條 扶助金ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額  
ヨリ之ヲ控除ス

改正法令記入欄

防空従事者扶助令

第十二條 扶助金ヲ受クベキ者同一ノ原因ニ付他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ扶助、給付又ハ給與ガ本令ノ扶助金ト同種ノモノナルトキハ本令ノ扶助金ハ之ヲ給セズ但シ其ノ額ガ本令ノ扶助金ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ニシテ本令ノ扶助金ト同種ノモノハ内務大臣之ヲ指定ス

附 則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別 表)

種 別	實 費	
	第一欄	第二欄
療 養 費	一、五〇〇圓	一、〇〇〇圓
障害扶助金	終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	一、〇〇〇
	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇
打切扶助金	其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	七〇〇
		一、五〇〇
遺族扶助金	一、〇〇〇	七〇〇
葬 祭 費	一〇〇	七〇

# 戦争保険臨時措置法

(昭和十六年十二月十八日  
法律第九十六號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戦争保険臨時措置法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 戦争保険臨時措置法

- 第一條** 本法ニ於テ戦争保険トハ戦争ノ際ニ於ケル戦鬪行為ニ因ル火災又ハ損壞(消防又ハ避難ニ必要ナル處分ニ因ル損壞ヲ含ム)ノミテ保險事故トスル損害保險ヲ謂フ
- 第二條** 戦争保険ノ目的タル物ニ付政府ノ指定スル保險會社ニ對シ保險料ヲ添ヘ戦争保險契約ノ申込ヲ爲シタル者アルトキハ申込ノ時ニ於テ其ノ物ニ付申込者ト當該保險會社トノ間ニ戦争保險契約成立シタルモノト看做ス
- 第三條** 被保險者ハ其ノ負擔ニ於テ損害ノ防止ニ力ムルコトヲ要ス
- 第四條** 政府ハ國民經濟上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ戦争保險ノ保險金ノ支拂ヲ受クル者ニ對シ其ノ保險金ノ處分ニ關シ必要ナル指示ヲ爲シ又ハ保險會社ニ對シ戦争保險ノ保險金ノ支拂ヲ延期スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ支拂ヲ延期シタル保險金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ附スベシ
- 第五條** 左ノ場合ニ於テハ保險會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戦争保險ノ保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ

## 戦争保険臨時措置法

任セズ

一 被保險者が法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ保險ノ目的ニ付損害ノ豫防又ハ防止ヲ怠リタルトキ

二 填補スベキ損害ノ額ガ命令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキ

第六條 保險會社ノ填補スベキ損害ノ額ガ保險金額ニ滿タザル場合ニ於テハ保險金額ヨリ其ノ損害ノ額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ殘存保險期間ノ保險金額トス但シ其ノ殘額ガ命令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ戰爭保險契約ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條 本法ニ定ムルモノノ外保險ノ目的、保險金額、保險料、保險期間其ノ他戰爭保險ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 保險會社ガ填補スベキ損害ノ額トシテ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル額ヲ認定セントスルトキハ損害ノ原因及額ニ關シ戰時損害保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第九條 戰爭保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第十條 政府ハ戰爭保險ニ關シ必要アリト認ムルトキハ保險會社、保險契約者又ハ被保險者ヲシテ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ戰爭保險ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ戰爭保險ノ目的ノ所在ノ場所、保險會社ノ

營業所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ當該物件又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 保險會社ノ戰爭保險關係ニ基ク支拂金額及其ノ支拂ノ爲ニ借入レタル金額ノ利息ノ合計額ガ保險會社ノ戰爭保險關係ニ基ク收入金額及其ノ利息並ニ戰爭保險ノ保險事故發生シタル保險ノ目的ニ付損害保險契約アルトキハ其ノ保險料中命令ヲ以テ定ムル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ政府ハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ保險會社ニ對シ補償ス

保險會社ノ戰爭保險關係ニ基ク支拂金額及其ノ支拂ノ爲ニ借入レタル金額ノ利息ノ合計額ガ保險會社ノ戰爭保險關係ニ基ク收入金額及其ノ利息並ニ戰爭保險ノ保險事故發生シタル保險ノ目的ニ付損害保險契約アルトキハ其ノ保險料中命令ヲ以テ定ムル額ノ合計額ニ滿タザルトキハ保險會社ハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

第一項ノ規定ニ依ル補償金及前項ノ規定ニ依ル納付金ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險會社ニ對シ戰爭保險ノ爲ニ支出シタル經費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 同條第二項ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者  
法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前項第一  
號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコト  
ヲ得ズ

第一項第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成  
年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未  
成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

戰爭保險ノ目的タル物ニ付本法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ政府ノ指定スル保險會社ニ對シ保險料ヲ添ヘ戰爭  
保險契約ノ申込ヲ爲シタル者アル場合ニ於テ申込ガ保險事故發生後ナルトキハ其ノ發生ノ時ニ遡リテ其ノ物  
ニ付申込者ト當該保險會社トノ間ニ命令ノ定ムル金額ヲ以テ保險金額トスル戰爭保險契約成立シタルモノト  
看做ス

前項ノ規定ハ本法施行前保險事故發生シタル場合ニモ之ヲ適用ス

損害保險國營再保險法第十四條中「損害保險國營再保險審查會」ヲ「戰時損害保險審查會」ニ改ム

改 正 法 令 記 入 欄

# 戦争保険臨時措置法施行規則

(昭和十七年一月十二日  
大藏省令第二二號)

戦争保険臨時措置法施行規則左ノ通定ム

戦争保険臨時措置法施行規則

## 第一章 保險條件

第一條 保險ノ目的タルコトヲ得ルモノハ内地ニ在ル物ニシテ左ニ掲グルモノトス

一 保險契約申込ノ時ニ於テ現ニ戦争保険臨時措置法第二條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定スル保險會社  
ヲ保險者トスル火災保險ノ目的タル物

二 第一號ニ該當セザル物ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 建物及其ノ附屬設備

ロ 一定ノ場所ニ在ル動産

ハ 運送品

ニ 汽車、電車、自動車其ノ他ノ車輛及地上ニ在ル航空機

ホ 船舶、起重機船、浚渫船其ノ他之ニ準ズルモノ

ヘ 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

戦争保険臨時措置法施行規則



前項第二號ヘノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ内地ヨリ内地又ハ外地ニ向ツテ運送セラルル物ハ保險ノ目的タルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ拘ラズ左ニ掲グルモノハ保險ノ目的タルコトヲ得ズ

一 通貨、有價證券、切手、印紙、貴金屬、寶石、書畫、骨董品、美術品、稿本、設計書、圖案、模型、  
證書、帳簿其ノ他之ニ準ズルモノ

二 損害保險國營再保險法ノ再保險ノ元受保險ノ目的タルコトヲ得ル船舶

三 動植物

四 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

前項第四號ノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第三條 保險會社ノ填補スル損害ハ所有者トシテ通常有スベキ利益ヲ喪失スルニ因リ生ズル損害ニ限ル

第四條 保險金額ハ保險價額ノ十分ノ九ヲ超エザルモノトス同一ノ保險ノ目的ニ付數個ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ保險金額ノ合計額ニ付亦同ジ

第五條 保險金額ガ前條ノ限度ヲ超エタルトキハ其ノ超エタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス

第六條 同一ノ目的ニ付數個ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ保險金額ノ合計額ガ本令ノ定ムル保險金額ノ限度ヲ超エタルトキハ各保險會社ノ負擔ハ其ノ各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

第七條 保險料ハ大藏大臣之ヲ指定シ告示ス

第八條 保險期間ハ六月トス但シ保險契約申込書ニハ六月ヨリ短キ期間ヲ記載シタルトキハ其ノ期間ニ依ル

保險契約申込書ニ保險期間ノ初日ヲ記載セザリシトキハ保險契約成立ノ日ノ翌日ヲ以テ保險期間ノ初日トス  
保險期間ノ初日トシテ保險契約成立ノ日以前ノ日ヲ記載シタルトキ亦同ジ

保險契約申込書ニ保險期間ノ初日トシテ保險契約成立ノ日ヨリ十一日以後ノ日ヲ記載シタルトキハ保險契約成立ノ日ヨリ十日目ヲ以テ保險期間ノ初日トス  
保險期間ハ初日ノ午後四時ニ始リ最終ノ日ノ午後四時ニ終ル

第九條 前條ノ規定ニ拘ラズ保險ノ目的ガ運送品ナル場合ニ於テハ保險期間ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル但シ保險契約成立ノ時以前ニ遡ルコトヲ得ズ

一 保險ノ目的ガ郵便物ナル場合ニ於テハ發送地ノ郵便官署ガ之ヲ引受ケタル時ニ始リ受取人が配達又ハ交付ヲ受ケタル時ニ終ル但シ受取人が配達又ハ交付ヲ受ケタル前ト雖モ到達地ノ郵便官署ニ到達シタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ其ノ時ニ終ル

二 其ノ他ノ場合ニ於テハ運送人又ハ運送取扱人が運送ノ目的ヲ以テ保險ノ目的ヲ受取りタル時ニ始リ到達地ニ到達シタル日ヨリ七日ヲ經過シタル時ニ終ル但シ其ノ期間内ト雖モ保險ノ目的ガ荷受人ニ引渡サレタルトキハ其ノ時ニ終ル

保険契約成立ノ日ヨリ十日ヲ経過スルモ保険期間始ラザルトキハ保険契約ハ無効トス

第十條 戦争保険臨時措置法第四條第一項ノ規定ニ依ル指示ハ保険金ノ額ガ一萬圓ヲ超ユルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十一條 保險會社ハ左ノ場合ヲ除キ大藏大臣ノ指定スル時迄保險金ノ支拂ヲ延期スベシ

一 保險金ノ全部又ハ一部トシテ住家（住居及物品ノ販賣、製造其ノ他住居以外ノ用途ニ併セ供セラルルモノヲ含ム以下同ジ）一戸ニ付又ハ家財（同一ノ住家ノ内ニ在ル家財以外ノ物ヲ含ム以下同ジ）一世帯ニ付二千圓以下ヲ支拂フトキ

二 被保險者ガ保險ノ目的ヲ修理シ又ハ之ニ代ルベキモノヲ取得スルコトガ特ニ緊要ナリト認メラルル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル支拂ヲ爲ストキ

一戸ノ住家又ハ一世帯ノ家財ニ付數個ノ保險契約ヲ爲シタルトキハ前項第一號ノ規定ニ依リ各保險會社ノ支拂フ金額ハ同號ニ定ムル金額ヲ其ノ各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ按分シテ算出シタル額トス

第十二條 戦争保険臨時措置法第四條第二項ノ規定ニ依リ利息ヲ附スルハ保險會社ガ損害ノ生ジタル日ヨリ一年以上保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ延期シタル場合ニ限ル

前項ノ利息ハ年二分四厘トシ一年毎ノ複利ヲ以テ計算シ最後ニ保險金ヲ支拂フ時ニ之ヲ支拂フベシ

第一項ノ利息ハ損害ノ生ジタル月及保險金支拂ノ月ニ付テハ之ヲ附セズ保險金ノ十圓未満ノ端數ニ對シ亦

同ジ

第十三條 戦争保険臨時措置法第五條第一號ノ規定ニ依リ保險會社ガ保險金ノ支拂ノ責ニ任セザルハ大藏大臣ノ指示アリタル場合ニ限ル

第十四條 戦争保険臨時措置法第五條第二號ノ額ハ一回ノ保險事故ニ付三十圓トス

第十五條 戦争保険臨時措置法第六條但書ノ命令ヲ以テ定ムル額ハ保險金額ノ十分ノ一ニ相當スル額ト百圓トノ何レカ高キ額トス

第十六條 商法第六百三十九條ノ規定ニ依ル保險價額ノ定ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 保險契約ハ保險契約申込書ガ保險會社ニ到達シ且保險會社ニ於テ保險料ノ支拂ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十八條 倉庫業者ガ保險契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物ヲ保險ニ付スル場合ニ於テハ同一ノ保險ノ目的ニ付保險期間ノ全部ニ付テ同一保險會社トノ間ニ火災保險契約アルコトヲ要ス

第二章 手 續

第十九條 保險契約ノ申込ヲ爲サントスル者保險ノ目的ニ付現ニ他ニ保險契約ヲ締結シ居ルトキハ現ニ保壽契約ヲ締結シ居ル當該保險會社ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二十條 保險契約ノ申込ヲ爲サントスル者ハ保險契約申込書二通ニ左ノ事項ヲ記載シ記名捺印ノ上保險會  
戦争保険臨時措置法施行規則

戰爭保險臨時措置法施行規則

一六四

社ニ之ヲ提出スベシ

- 一 保險ノ目的
- 二 保險ノ目的ノ所在場所
- 三 保險ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物又ハ保險ノ目的ヲ納ルル建物其ノ他ノ工作物ノ構造及用方並ニ其ノ内ニ營マルル職業
- 四 保險價額ノ見積
- 五 保險金額
- 六 保險期間
- 七 保險料
- 八 被保險者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 九 保險ノ目的ニ付現ニ他ノ保險契約アルトキハ保險ノ種類、保險會社ノ名稱、保險金額及保險證券ノ番號

倉庫業者ガ保險契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物ヲ保險ニ付スル場合ニ於テハ前項第八號ニ掲グル事項ハ之ヲ記載セザルコトヲ得

第二十一條 前條ノ場合ニ於テ保險ノ目的ガ運送品ナルトキハ戰爭保險申込書ニ同條第一號、第四號、第五

號、第七號及第九號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 運送ノ方法
- 二 運送人ノ氏名又ハ名稱
- 三 運送人ノ運送品受取及引渡ノ場所

第二十二條 第二十條ノ場合ニ於テ保險ノ目的ガ第一條第二號ニ又ハホニ掲グルモノニシテ保險ノ目的ノ所在ノ場所ガ不定ナルモノナルトキハ第二十條第一號及第三號乃至第九號ノ事項ノ外其ノ旨及主タル格納又ハ定繫ノ場所、用途、番號其ノ他保險ノ目的ノ特徴ヲ記載スベシ

第二十三條 前三條ノ場合ニ於テ保險ノ目的ニ付戰爭保險ヲ付セントスル保險會社ヲ保險者トスル他ノ保險契約ノ現存セザルトキ又ハ保險金額ガ現ニ締結シ居ル他ノ保險契約ノ保險金額ノ十分ノ九ヲ超ユルトキハ保險價額ノ見積ニ必要ナル證憑書類ヲ保險契約申込書ニ添付スベシ

第二十四條 保險契約成立シタルトキハ保險會社ハ保險契約申込書ノ一通ニ保險會社ノ印章ヲ押捺シテ保險契約者ニ交付スベシ

第二十五條 第二十條第二號及第三號若ハ第二十一條第一號及第三號ニ掲グル事項又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ特ニ記載スルコトヲ要スル事項ニ變更アリタルトキハ保險契約者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ保險會社ニ通知スベシ

戰爭保險臨時措置法施行規則

一六五

第二十六條 保險ノ目的ノ承繼ニ因リ被保險者ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ保險會社ニ通知スベシ但シ保險ノ目的ガ運送品又ハ倉庫業者ガ倉庫ニ保管スル物品ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 保險契約者又ハ被保險者保險事故發生シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ保險會社ニ通知スベシ

第二十八條 被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ戰爭損害見積書ニ證書類及第二十四條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル書面(以下戰爭保險證書ト稱ス)ヲ添附シテ之ヲ保險會社ニ提出スベシ

第二十九條 被保險者第十一條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保險金支拂請求書ヲ保險會社ニ提出スベシ

第三十條 第十一條第一號ノ規定ニ依ル保險金ノ支拂ハ被保險者ガ前條ノ規定ニ依リ保險金支拂請求書ヲ提出シタル日ヨリ三十日以内ニ保險會社之ヲ爲スベシ但シ保險會社ニ於テ其ノ期間内ニ必要ナル調査ヲ終了スルコト能ハザルトキハ其ノ終了後遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第三十一條 保險會社第十一條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ延期シタルトキハ戰爭損害證書ヲ被保險者ニ交付スベシ

第三十二條 戰爭損害證書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 保險ノ目的
- 二 保險金及保險金ノ中支拂ヲ延期シタル額
- 三 損害ノ生ジタル年月日及場所
- 四 被保險者ノ氏名又ハ名稱
- 五 作成ノ年月日

第三十三條 保險會社ハ戰爭保險臨時措置法第六條ノ場合ニ於テ其ノ責任ノ殘存スルトキハ第二十八條ノ規定ニ依リ提出シタル戰爭保險證書ニ其ノ旨ヲ附記シテ之ヲ被保險者ニ返還スベシ

第三章 計 算

第三十四條 戰爭保險臨時措置法第十一條第一項及第二項ノ計算ハ毎年十二月一日ヨリ翌年十一月三十日迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲スモノトス

第三十五條 保險會社ハ戰爭保險關係ニ基ク收支ヲ其ノ他ノ收支ト區分經理スベシ

第三十六條 戰爭保險臨時措置法第十一條第一項及第二項ノ保險料中命令ヲ以テ定ムル額ハ戰爭保險ノ保險事故ニ因リテ全部ガ減失シタル保險ノ目的ニ付保險事故發生ノ際ニ存シタル火災保險契約ニ依リ收入シタル一年分ノ保險料ノ十分ノ三ニ相當スル額トス

第三十七條 戰爭保險關係ニ基ク支拂ノ爲ニ保險會社ガ借入レタル金額ニ對スル利息ハ戰爭保險關係ニ基ク